

# 長野県環境審議会議事録

日 時：令和4年11月28日（月）

午後2時～午後5まで

場 所：長野県庁本館棟 特別会議室

出席委員

打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、太田信子委員、  
加々美貴代委員、小林泰委員、手塚優子委員、林和弘委員、  
福江佑子委員、宮下克彦委員、宮原則子委員、村上和久特別委員代理、  
酒向貴子特別委員、今井清隆特別委員代理、山崎敬嗣特別委員

以上 15 名

# 長野県環境審議会議事録

## (令和4年度第4回)

日時 令和4年11月28日(月)

午後2時～午後5時

場所 長野県庁本館棟 特別会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第4回長野県環境審議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます環境政策課企画幹兼課長補佐の神津と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>本日の審議会の開催に当たりましては、13名の委員の皆様には、ネット回線を通じてご出席をいただいております。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況をご報告いたします。本日都合によりまして新芝委員、伊藤委員、大和田委員、下平委員の4名からご欠席の連絡をいただいております。これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして出席者15名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、猿田環境部長より挨拶を申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>長野県環境部長の猿田でございます。皆様には、日頃から長野県の環境行政に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また本日は、本年度4回目となります長野県環境審議会に、ご多用の中ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>はじめに、環境行政をめぐる最近の動向について申し上げます。一つには、折からの原油価格、物価高騰によりまして影響を受けております県民や事業者を支援するため、県では、長野県価格高騰緊急対策第三弾を取りまとめ、明後日開会の長野県議会11月定例会に提出する補正予算案に計上したところでございます。</p> <p>その内容でございますが、一つには、事業者向けの省エネ設備、あるいは再エネ設備の導入を支援する、これを拡大するとともに、家庭部門におきましては、6月の補正予算で計上いたしましたエアコン・冷蔵庫・温水器に対する導入支援をさらに拡充しまして、消費電力の大きいテレビやLED照明器具を追加するものでございます。</p> <p>いずれも、直接的にはエネルギー価格高騰への対応ということになりますが、同時にこれは、将来に向けて脱炭素への省エネ部門</p>

の投資ということにもつながるものでございますので、積極的な活用を、ぜひともお願いしたいと考えているところでございます。

もう一点でございます。多様な主体が学び、つながり、共創する場として、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム、通称「くらしふと信州」を9月30日に始動し、参加者の募集を開始いたしました。このプラットフォームでは、屋根ソーラーの普及加速化や、エネルギー自立地域づくりなど、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を実行してまいります。

脱炭素を通じて、社会やライフスタイルを変革したい、そういった意識のある皆さんの参加をぜひともお待ちしておりますところでございます。

さて、本日の議題でございます。諮問1件、中間報告3件、答申1件でございます。そのうち、湖沼類型指定見直しと、第8期諏訪湖水質保全計画の策定につきましては、それぞれ専門委員会でご議論いただいております。本日は、沖野外輝夫委員長と、宮原裕一委員長にご出席いただくこととなっております。

委員の皆様には、幅広い観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

本日の審議会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、幹事及び事務局につきましては適宜入退室をしておりますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、次第、出欠名簿、会場図、諮問文の写しと、会議資料は資料1から資料5となっております。何か資料について不足やご不明な点はありますでしょうか。

それでは、これから審議に移らせていただきます。議長につきましては、長野県環境基本条例第30条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

梅崎会長

それでは議長を務めさせていただきます。本日はウェブでの会議の方が多くなっておりますが、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

早速議事に移りたいと思います。1件目は、審議事項アの「三峰川水系県立公園計画の変更について」の諮問でございます。本件は、県立自然公園の公園計画を変更するに当たり、長野県立自然公園条例第6条第1項の規定により、当審議会に意見を聞かれています。

新津自然保護課長

それでは、幹事から説明をお願いいたします。

自然保護課長の新津俊二です。説明させていただきます。

資料1をお願いいたします。

資料は1-1から1-6までございまして、本日お諮りする公園計画案は資料1-3と1-4でございまして、内容につきまして、資料1-1で、ポイントなどを説明させていただきます。

1-1の目次の次の3ページをお願いいたします。

まず本日お諮りする公園計画、そもそも公園計画とは何かということございまして、公園計画は、国立・国定公園は自然公園法、県立自然公園は、県立自然公園条例に規定をしている公園計画でございまして、構成は下の段にありますように、規制計画と事業計画がございまして、

規制計画は、地種区分を特別保護地区、特別地域、普通地域というふうに分けまして、それぞれの区域で自然景観の保護等を図るという計画。それぞれ事業計画につきましては、施設の適正な利用を推進を図るために必要となる施設、生態系の維持・回復ですとか、質の高い自然体験活動の促進に関する事項を盛り込む計画、この2種類が構成されます。

計画の目的は上の段にありますように、自然公園の風致景観の維持と適正利用を推進するための方針を示すというものでございます。

次のページお願いします。本日お諮りする三峰川水系県立公園の位置ですけれども、伊那市の高遠、伊那市長谷にかけましての三峰川水系の県立公園でございまして、

次のページお願いします。全体の区域図ですが、青いのが現行、赤いほうに変更したい案となります。50年以上前に設定した区域ですので、最新のGPSの面的測量ですとか、現況を詳細に確認した結果、赤いほうに変えたいというものになります。

次、お願いします。計画の変更に至る背景ですが、今申し上げましたように昭和33年に公園に指定されて、その後、昭和41年に一部変更があったものの、50年以上にわたり計画の変更がなされておらず、現況や実情に合わせていく必要が生じていることで、変更したいというものです。

(2)のところにありますように、これに当たりまして、三峰川水系の地域会議という組織で、6回にわたり内容の検討をしまして、第1回の方針確認、それから第2回での地種区分等の検討、3回目で更新素案を提示して、4回目で計画テーマ決定。5回、6回と内容詳細に詰めまして、本日の案に至っています。

パブリックコメントは本年7月1日から30日まで実施いたしましたが、御意見はございませんでした。

次のページをお願いします。三峰川水系県立公園の地域会議とは何かということですが、地域会議という名前で、県立公園にそれぞれ会議を設けております。

三峰川につきましては国、それから地元の伊那市を含む行政機関と、環境保全活動を行っている団体、地域の観光協会や観光事業者で構成をされております。

次、お願いします。今回の計画の変更のポイントでございますが、国立公園計画作成要領という要領がありまして、それに基づいて全体の見直しを行いました。

ポイントを三つ挙げますと、1番目に「基本方針」と「現況及び特性」という項目を新設。規制計画の見直しと事業計画の見直しというふうに行っております。

それぞれ順次説明いたします。次のページをお願いします。構成は右側にありますように赤い字の新設項目、それから、3の規制計画、4の事業計画、5の参考事項ということで構成いたしました。参考事項を今までの過去の改正経緯をまとめているという構成です。

基本方針、最初につきましては次のページをお願いします。今までなかった項目ですが、基本方針ということでこの計画を定める方針を明記いたしました。

位置や、この公園の概要を端的に示し、アンダーラインにありますように、本公園のテーマを、「長大な中央構造線が織りなす特異な地形と植生の景観」というふうに定めたいと思っております。

次のページをお願いいたします。自然公園には規制計画の中に地種区分を定めるということが出来るわけですがけれども、自然公園法の施行規則第9条の12に定めるものでして、この表のとおり、地域を区分することができます。

地域は特別地域と普通地域の大きく二つに分かれまして、特別地域の中はさらに四つに区分できます。一番保護をしなければいけない度合いが高いのが特別保護地区、次に第1種、第2種、第3種というふうに規制の程度が弱まっていくというものです。

県立自然公園にありましては、一番上の特別保護地区というものは設定ができません。県立自然公園では、第1種、第2種、第3種、それから普通地域というふうになります。

第1種、第2種、第3種は何が違うかといいますと、アンダーラインにもありますが、第1種は特に保護する必要性の度合いが高く、最も高い地域で現在の景観を極力保護する。第2種は、特に農林漁業活動においては努めて調整が必要。第3種については、農林漁業活動について、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域だというふうに規定しています。

次のページをお願いします。今回の三峰川につきましては、現行は

地種区分なく全て特別地域ですというふうにざっくりと指定しているものを、変更案のように、第2種と第3種というふうに分けたいと考えております。

詳細は次のページお願いします。第2種ですけれども、三つの地域に考えております。一つが高遠城址公園。こちらは国指定の高遠城跡、それから国登録有形文化財の高遠閣ですとか、問屋門、太鼓櫓などがあります。県の天然記念物に指定されているタカトオコヒガンザクラも植生がありますので、こちらを第2種としたい。

それから、次の鹿嶺高原ですが、こちらは標高1,800mに位置して眺望が素晴らしい場所になります。希少な植物、ヤナギランなども見られ、保護する場所ということで第2種に考えています。

それから幕岩という地域ですが、こちらも秩父帯の石灰岩が露出した大岩壁でありまして、特色に富んだ植生が分布しているほか、カラマツなどの天然林が、生物群集保護林に指定されている場所でございます。

この三つの場所を第2種として、残りは第3種というふうにしなさいと考えています。

次をお願いします。指定に続いて事業計画のほうですが、こちらには保護施設計画として植生復元施設、それから利用施設計画として単独施設を四つ、歩道を1路線追加したいと考えています。

この施設は、県立公園の保護又は利用のために公園事業として執行できるようにするために設定をする施設ということになります。

下の3行のところですが、自然体験活動計画というものを追加したいと考えています。これにより、地理的・文化的に見所なこの本公園におきまして質の高い自然公園活動を促進することができる計画にしたいと思っております。

それぞれ次のページお願いします。それで説明いたします。

まず鹿嶺高原ですけれども、こちらには右下にあるようにヤナギラン等の植生を復元するために必要な地区として、植生復元施設としたいと考えています。植生復元施設とは右上に書いてありますが、「施設」と言いながら施設とそれからその場所のことも指します。今回この場所を、鹿嶺高原そのものを復元地と指定したいというものです。

次をお願いします。美和湖公園ですけれども、こちらはカヌーの利用拠点としての整備をしたい、それからピクニックですとか風致景観等の自然観察ができる園地として整備したいという計画にしたいということで、舟遊場と園地をここに設定したいという内容です。

次をお願いします。中央構造線公園という場所です。こちらは、公園の見所となる中央構造線の断層がよく見える場所です、こ

こも自然観察等の園地として活用できるよう計画に盛り込みたいと思っております。

次をお願いします。戸台河原という場所ですが、こちらは、幕岩とその周辺の散策のための駐車場として整備ができるようにしたいと考えます。

次です。美和湖畔線という歩道でございます。こちらの歩道は、美和湖周辺の探勝歩道としての維持を図りたいというものです。

最後のページをお願いします。

今回、自然体験活動計画というものを盛り込みたいと考えています。

こちらは県立自然公園条例の第26条の3にあるのですが、それに基づいて、質の高い自然体験活動を促進するということができるように、計画にあらかじめ記載をしたいというものになります。

内容は質の高い自然体験活動の促進に係る方針として、ア)～ク)までの8項目の方針、それから地域ごとに促進する自然体験活動のエリアをア)とイ)の二つのエリアというふうに分けて、計画に明示したいというふうを考えております。

資料の説明は以上でございますけれども、県立自然公園の公園計画の変更に関するご審議をいただいてきた過去の審議会におきましても、長野県立自然公園条例に基づく地域会議で議論を重ねてきたところでありまして、この審議会での専門委員会での審議を省略する取扱いをいただいてきておりました。このたびの計画変更案につきましても、三峰川水系県立公園地域会議の意見等を反映した計画案となっておりますので、専門委員会における審議を経ずに、本日の審議をもって答申をいただければ幸いと思えます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、御質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。ウェブで参加の委員の方も、ご質問はありませんか。

手塚委員、お願いします。

手塚委員

自然体験活動を今回とても重要視されて挙げたところがとてもよいと思いました。

質の高い自然体験活動の促進という部分が、既存の、その県立公園とどう違うのかというところが期待するところですが、こういった違いがあるのかという点が一つ。

それから、野生動植物観察ガイドツアーというのが資料のほうに載っていたのですが、貴重な動植物を守る、そういうお知らせをするのに、ガイドツアーというのは大変有効だと思うので



梅崎会長	<p>すが、それ以外の、例えば普通に散策をするために訪れた方々とか、そういう方々にそういう貴重な生物とかをお知らせする方法があるのかといった2点をお聞きしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
新津自然保護課長	<p>ありがとうございます。まず、1点目でございますけれども、自然体験促進計画、今まで示していなかったものとの違いということでございますが、昨年度、県立自然公園条例を改正させていただきました。条例に基づいて、地域の市町村、それから活動団体、市民の皆様などで協議会をつくって、自然公園体験活動促進計画という計画をつくった場合には、従来の許認可の手続が大変簡素化できると、計画に基づいて事業ができるというものが盛り込まれました。</p> <p>それを見据えましてこの三峰川水系県立公園におきましても、計画的に自然体験活動をやっていただけるようにしたいというものです。</p> <p>今は計画がそもそもありませんので、もしかすると、その景観を損ねるような体験活動の施設をつくりたいといったような計画が単発で出てきてしまうことがあるかもしれないのですが、今後は計画を立てて、地域で認めていった計画に基づいて活動していただきたいという狙いです。</p> <p>それから2点目でございますが、希少動植物のガイドツアーなどに加えて、散策に訪れた人も、この地域の動植物ですとかを紹介する、分かるような工夫がないかということですが、今現在も鹿嶺高原におきましては、地主の伊那市が、そこに植生のありますヤナギランの保護をしています。ヤナギランというのがありますよというような看板を出していただいております。</p> <p>看板も賛否ありますけれども、公園を利用されているこの協議会で相談をいただいて、より皆さんに使っていただきやすい看板を立てたいなどの相談ありましたら、私どもも一緒にどのような情報発信ができるか考えてまいりたいと思います。</p>
梅崎会長	手塚委員、よろしいでしょうか。
手塚委員	ありがとうございました。
梅崎会長	<p>それでは、ほかの委員の皆様、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>加々美委員、どうぞ。</p>

加々美委員	<p>今の手塚委員の関連ですけれども、ここに自然体験活動を盛り込んだということは、既にこういった活動をやっている団体、もしくはアクティビティなどがあるということでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>どうぞお答えください。</p>
新津自然保護課長	<p>お答えいたします。カヌーの活動をやりたいという声は聞いておりますが、今現在、そこに施設をつくって大きく事業を展開しているという状況ではございません。</p>
梅崎会長	<p>加々美委員、よろしいでしょうか。</p>
加々美委員	<p>ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>では、私のほうから一つ。公園計画の変更点として、現況、特性についてご説明いただきましたけれども、地形・地質、植物及び野生生物、景観というのがあるのですが、前回の県立公園の見直し的时候もお話しいたしましたけれども、当該地は高遠城址公園等もありますので、歴史・文化的な背景もしっかりと説明していただければと思いますが、いかがですか。</p>
新津自然保護課長	<p>ご指摘のとおりでして、確かに景観に加えて、文化ですとか、歴史的な背景という非常に大切な場所を含む公園でございますので、今、高遠城址公園のところの第2種地域に指定したいということで説明をしてある部分と、最初の基本方針というところで、特に高遠城跡を主体とする地域が国の指定史跡ですとか、登録有形文化財ですとか、県の天然記念物にも指定されている場所でもありますし、そこは大事に記述をさせていただきたいと思っております。</p>
梅崎会長	<p>県立公園、ほかのところも含めて、歴史・文化的な価値のあるところが多いと思いますが、できればこういう目次、項目立てにそういうのが出てくると、その公園の価値とかもより分かりやすいように思いますが、そこに項目を増やすようなことはできるのでしょうか。</p>
新津自然保護課長	<p>資料番号1-3の3ページの2の(3)の景観というところで、景観に加えて、4ページに続いて、特に高遠城址公園について文化等の記述があります。ですので、今ご指摘いただきましたので、(3)景観というだけではなく、景観・文化と記載をしたいと思っております。</p>

梅崎会長	歴史・文化・景観という文言がありますね。
新津自然保護課長	はい、そのようなものに明確に示せば、ご指摘に基づいてそんなことも考えられると思います。
梅崎会長	<p>よろしく申し上げます。ありがとうございました。 ほかにご意見等はございますか。 よろしいでしょうか。特に原案に対する修正意見等はほかには ございませんので、この審議会においては、基本的には原案どおり 答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>&lt; 異議なし &gt;</p>
梅崎会長	異議がないようですので、文言等を少し変えていただいて、本件につきましては、そのように決定したいと思います。どうもありがとうございました。
新津自然保護課長	ありがとうございました。
梅崎会長	<p>次に、審議事項イの「第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）」の策定についてでございます。 本件は、本年5月に諮問され、特定鳥獣保護管理検討委員会において検討いただいているものです。 それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p>
小澤鳥獣対策室長	<p>鳥獣対策室の小澤と申します。 第二種特定鳥獣管理計画、第4期イノシシ管理の策定について、中間報告をさせていただきます。 資料2-1をご覧くださいと思います。2-1の3番、策定スケジュールでございますが、本日、環境審議会で御意見を伺った後、来年3月に答申いただきたいと考えております。 なおこの間、12月末をめどに県民意見公募を実施し、また関係機関と協議を行いまして、計画に反映してまいります。この同じ資料の2ページ以降には、これまで検討いただいた環境審議会イノシシ専門部会、特定鳥獣保護管理専門委員会での意見とその対応について記載をさせていただきます。 環境審議会の委員の皆様には、審議会の場合以外におきましても、随時鳥獣対策室に御意見をお寄せいただければと考えておりますので、令和5年度4月からの新計画の開始に向けて、御協力のほど</p>

よろしくお願い申し上げます。

続きまして資料2-2をご覧ください。

第4期計画の素案の概要です。前期計画までの取組が効果を上げておりますので、第4期計画は、前期計画を踏襲する内容で考えているところです。主な変更点としましては、令和元年度以降に県内で発生しました豚熱についての対応が加わった点となります。

続きまして資料2-3、こちらは計画の本文になりますが、素案の要点についてかいつまんで説明させていただきたいと思えます。

1ページ目をご覧ください。前回、諮問の際に委員から御意見をいただきましたとおり、県民に向けた前文として、「はじめに」を追加させていただきました。

また2の「計画策定の目的」に「保護」という言葉が前回入ってございましたけれども、分かりにくい点がありましたので、「保護」という言葉を削除して「管理」に統一させていただいております。

また、SDGsの達成に向けた目標を明記をしております。

続きまして、4ページをご覧ください。

イノシシの生息動向につきましては、生息数の把握が難しい動物でありますので、狩猟者の目撃数、捕獲数や、関係者へのアンケート等で把握をしているところです。

県内のイノシシは、令和元年7月以降に発生した豚熱の影響で、多数のイノシシが感染、病死したため、生息数は減少したと推測をしています。今後、継続してモニタリングを行って、生息動向を注視していきたいと思っております。

5ページをご覧ください。

第3期計画までの取組と評価ですけれども、県では平成19年度から県の各部局が連携しました長野県野生鳥獣被害対策本部を設置し、各地域の県現地機関で構成をしています、野生鳥獣被害対策チームが市町村と連携して、集落ぐるみの総合的な対策を進めてきたところです。

(1)「管理体制と集落及び総合的な対策」についてですけれども、これまで生息環境対策、被害防除対策、捕獲対策、この三つの対策を柱に取り組んできたところです。

令和3年度に県が実施しました市町村、鳥獣保護管理員、猟友会を対象とした集落単位のアンケートでは、県内の多くの集落で、これらの二つ以上の対策が実施されていまして、その対策についても「効果がある」という回答集落が多い状況で、多くの集落で総合的な対策が実施されている結果となりました。

しかしながら一部の集落では、「対策を実施しているものの効果なし」との回答が見られましたので、今期の計画では、県の対策チームが市町村と連携して、このような効果が認められていない集

落での活動に重点を置いて、その原因の解明や対策の方法について支援していく必要があると考えております。

6ページをご覧ください。

(2)「生息環境対策」につきましては、イノシシを人里に寄せつけないための緩衝帯整備と誘引物の除去を基本として取り組んできたところです。緩衝帯整備につきましては、令和3年度の県の調査では県内の多くの集落でやぶ払い等による緩衝帯整備が実施されておりまして、緩衝帯整備を実施している多くの集落が「効果がある」と回答しています。また、緩衝帯整備の効果に加えて、イノシシを集落に寄せつけないための野菜くずだとか収穫されない果実の適切な処理といった、誘引物の除去についても一層の周知が必要と考えているところでございます。

続きまして7ページをご覧ください。

(3)「被害防除対策」ですけれども、図3のグラフのとおり、これまでの農地周辺の侵入防止柵の設置を中心とした総合的な対策の効果や、令和元年度以降県内で発生した豚熱によってイノシシの生息数が減少した影響で、農林業被害は平成23年度以降11年連続で減少をしております。

しかしながら、依然として多くの農林業被害が発生しておりますので、引き続き被害防除対策を進めていきたいと考えているところでございます。

8ページをご覧ください。

令和3年度の調査では、広域的な侵入防止柵だけでなく、農地を個々に囲う個別柵についても、多くの集落で効果が認められている結果となりました。

ただ一方で、集落柵を設置した集落の87%が「獣類の侵入がある」と回答しておりまして、図4のとおり集落柵だけでは侵入を防げない場所の質問では、「河川・道路からの侵入」という回答が最も多い結果となっております。

このため、侵入防止柵を設置できない河川や道路では、侵入ルートとしてわなを集中的に設置して捕獲を行う、あるいはその周辺で緩衝帯整備によって出没を抑止していくというような、そういった複合的な対策を進めることが有効と考えているところでございます。

また、侵入防止柵は、設置後の十数年間、年数回以上の維持管理というものが重要で、適切な維持管理体制が必要となってきますので、侵入防止柵の設置箇所についても、なるべく山林内の斜面には設置しないといったように、維持管理しやすい設置箇所の選定が重要であると考えているところでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

豚熱についてです。令和元年7月に木曾地域で野生イノシシへの豚熱感染が確認されて以降、家畜衛生部局等と連携しながら、野生イノシシにおける感染確認検査、感染拡大防止のための捕獲強化、経口ワクチン散布による抗体の付与、狩猟者の交差汚染防止対策等を実施してきたところです。

県内では、豚熱感染イノシシは今、減少傾向ではありますけれども、豚熱感染後に生き残ったイノシシの繁殖・出産が進んだ結果、抗体を持たない個体が増加傾向となっています。

隣接県では、依然として感染イノシシが確認されておりまして、全国的には、いまだ収束に至っていない状況でございますので、他地域からの豚熱ウイルスが再侵入した場合は、抗体を持たない個体が感染して、豚熱が県内で再拡大する危険性があります。

また、現在の豚熱対策はヨーロッパの対策を参考に実施しているところでございますけれども、国内でイノシシが生息する森林というのは、ヨーロッパと比べて地形的な違いが多くありますので、国内の豚熱ウイルスの収束には長期化が予想されているところです。

でありますので、豚熱対策は長期化を見据えた上で、養豚場にウイルスを侵入させないための農場及び農場周辺の防疫対策の徹底に重点を置いて対策を行っていく必要があると考えております。

また国内の豚熱の発生状況から、イノシシの移動距離とは考えにくいような長距離の移動場所での感染が発生しておりまして、車や靴へのウイルスの付着など、人によるウイルスの運搬が指摘されているところです。このため山に入るキャンプ場利用客だとか、登山客などの観光客に対しまして、靴の泥を山で落としてもらうだとか、車のタイヤを洗浄してもらうだとかという一層の協力の依頼・周知が必要と考えているところでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

これまでの現状を踏まえまして、第4期計画は先ほど説明させていただきまして、前期計画を踏襲する形で、集落ぐるみの生息環境対策、被害防除対策、捕獲対策を組み合わせた総合的な対策を引き続き進めたいと考えております。

15ページになりますが、目標を達成するための具体的な取組につきましても、現計画を踏襲する内容になっております。ですので、今回の計画で新たに追加した項目のみを説明させていただきます。

16ページになります。

管理の実施方法としまして、イの「被害防除対策」の3ポツ目になります。環境審議会の諮問時に、委員からご指摘をいただきましたとおり、高栄養である農作物の採食がイノシシの栄養状況を良くして、繁殖力を増加させるので、イノシシを増やさない対策とし

ても、侵入防止柵の適切な設置というものは推進する必要があるということを記載させていただいております。

侵入防止柵の種類につきましては、資料編に記載してありますけれども、地域の現場の状況に応じた電気柵、金網柵、トタン柵などの柵を選択することとしております。

19 ページをご覧ください。

追加した部分ですけれども、指定管理鳥獣捕獲等事業というのが、イノシシとニホンジカを対象とした環境省の事業になります。現在長野県ではニホンジカの捕獲を対象とした事業のみを行っておりますけれども、先ほどご説明させていただいたとおり、県内で豚熱が発生しております。

アフリカ豚熱は国内では発生していませんけれども、隣接国では発生している状況で、もし発生した場合、養豚業に甚大な被害が発生することになります。万が一国内でアフリカ豚熱等の家畜伝染病が発生した場合には、家畜防疫上、集中的かつ広域的な管理が必要な場合、県は鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して、イノシシも対象として実施してまいりたいと考えているところでございます。

また④の錯誤捕獲の防止ですが、県内ではイノシシやニホンジカを捕獲するためのくくりわなに、ツキノワグマ、カモシカ等が錯誤捕獲される事例が多く発生しておりますので、錯誤捕獲の際には、速やかに放獣ができる体制を整えるとともに、錯誤捕獲が発生しにくいわなを使用する等の錯誤捕獲の防止にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福江委員、どうぞ。

福江委員

ご説明ありがとうございました。素案と資料が非常によくまとまっているなという印象です。その中で四つほど質問とコメントをさせていただきたいと思います。

まず、対策の柱として大きく三つ挙げられておりました、生息環境対策、そして被害防除対策と捕獲対策という、大きな三つの柱になります。

まず、一つ目の生息環境対策に関してですが、6 ページの生息環境対策の中ですが、農地における収穫残渣、被害作物等の廃棄作物、未収穫果実等の適切な処理などが書かれております。皆さんもご記憶があるかと思いますが、福島原発の事故の後に人がいなくなって、そのことによってかなり家屋や農地が荒れて、いろいろ

な野生動物のすみかになっているという画像をご覧になっているかと思います。

実際に長野県においては、どんどん人口が減っている地域、限界集落などもありまして、その中に廃屋がどんどん増えてきているわけです。そして庭木や隣接する農地などもそのまま放置されていく中で、柿やキウイといった庭木の果実類などもそのままになっていて、それがイノシシを含めての野生動物の餌になっている、生息地になっているという現状もあります。

なので、農地だけではなくて、そういう廃屋における果実の処理といったものも含めて書いていただけるとありがたいと思います。

あと、先ほど市町村や関連団体にアンケートを取られていて、その中で資料編の6の(3)ですが、非常に重要な対策を考えられていて、しかも集落ごとにアンケートを取られていますので、集落ごとに具体的で効果的な対策を考えていく上で重要な結果になるのではないかと思います。

ただ、地図上に示されているだけなので、これを表で示すことができないのかなと思いました。どの対策で効果があるのか、効果がなかったのかということ自体が分かりづらいと思います。より考察をしやすくするためにも、表で示す工夫をしていただけたらと思います。

あと、基本的な三つの対策が書かれていますが、捕獲対策に関しては、捕獲者を育成していく必要があると書かれています。実際生息環境対策と被害防除対策に関しても、私はやはり人材育成、そういうことができる人を育成したり、体制をつくるというところに予算をつけるべきではないかと思います。

先ほども申しましたが、長野県は限界集落や人口減少、高齢化が進んでいる地域も多く、実際に素案の中にも書かれていますけれども、集落柵の維持管理ができていない、維持管理不足だと書かれています。これは、つまり高齢化の進む中山間地の中での人手不足によることが原因だと思われるので、その解消をどうするかということを考えなければいけないと思います。

その維持管理体制をどうするかということにおいて、やはり予算をつけて、JAとの協働、協力ですとか、民間に依頼できるような方法を検討すべきではないかというふうに思います。

あと5ページの(1)「管理体制と集落ぐるみの総合的な対策」の一番最後の文章で、「その原因、対策の方法について支援していく必要がある」とあります。これを具体的な支援のフロー、実際に市町村や被害に遭われている方が見たときに、どのような支援が受けられるのかということが分かるように、このフロー図があるといいのではないかと思います。



もう一点ですけれども、専門委員会のほうでも質問があつて、17ページの捕獲対策の中で、「但し、高山帯でも目撃されていることから、今後影響を注視する必要がある」と書かれておりますが、実際にその高山域にイノシシが侵入してきているということもありますし、長野県においては、草原という、今全国的に減少してきている自然環境がありますが、その草原をイノシシの掘り返しによって、やはり植物が駄目になってしまう可能性というのもあります。

今年、私自身が経験をしたのですけれども、草原の維持活動をしているところで、イノシシのかなり大きな掘り返しによって、今後草原性の植物が駄目になってしまうのではないかというような経験もしました。ですので、高山域だけではなくて、希少な植生への影響というのも生態系被害の一つとして考えられると思いますので、そういうことも一つ中に入れていただけるとありがたいと思います。以上です。

梅崎会長

それでは、幹事のほうから御回答をお願いします。

小澤鳥獣対策室長

今、いろいろと意見をいただきましたけれども、一つ目の集落の人口減に伴います人が住んでいたところへの対策という話ですが、おっしゃるとおりで、そういった側面もあると思いますので、その辺の記載も考えてみたいと思っています。

2点目の図を表にということですが、どういう表現が分かりやすいかというの、改めてまた考えさせていただきたいと思います。

3点目の捕獲者の育成だけではないというところですが、これもおっしゃるとおりで、人材育成は集落側での対策に対しても必要であると、そういう認識は持っておりますので、これは説明の中でも触れましたけれども、県の中での対策チームによる指導を強化していくということだけでなく、民間の専門家のご意見等も積極的にいただいて、それと併せて対応していきたいと思っております。

また、対策のフロー図、これもどんな表現が分かりやすいのか改めて検討させていただきます。

5点目の高山帯だけではないという話ですが、この辺も確かに自然植生のダメージも考えられますので、記載についてもまた考えていきたいと思っております。

梅崎会長

改めてご検討いただくという回答もありましたけれども、福江委員、よろしいでしょうか。

福江委員	<p>よろしく申し上げます。ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>引き続きまして、打越委員、申し上げます。</p>
打越委員	<p>お世話になります。今、福江委員がおっしゃったのと同様、全体としていい形で計画書がまとまっているという印象であります。その上でリクエストというか、意見を四つ挙げたいと思います。</p> <p>まず一点目は、前文がとても良いと思いました。イノシシとの向き合い方について考えさせてくれる内容だなと思って読んだところですが、ただ、その前文の冒頭が、「資源として活用してきたイノシシは」というそういう話題からスタートしていて、ところが現在の目標としては、現在の目標でも本来ならジビエ利用について書きたいところが、豚熱問題があってそれが書けないという苦しさがあるのですね。</p> <p>そうであるならば、せつかく資源としての活用についてから前文がスタートしているなら、今はそれができないのは豚熱の問題、あるいはその感染症の問題があって、2020年代の現在のイノシシ対策はこうなんだということを示すためにも、この豚熱のことを前文に載せておいても私はいいのではないかと思います。</p> <p>というのは、農家さんとか農村地域に住む人々だけではなくて、やはりキャンプとか登山とかでそういう地域に入っていく人たちにも実はイノシシ対策を知ってほしいと伝えるために、2020年代の今のイノシシ対策として、逆にジビエとして活用できないことについて触れてもいいのではないかと思います。それが1点目です。</p> <p>2点目は、その第3期の計画を評価していく視点がとても良いと思いました。やはり集落ぐるみの総合的な対策というのが真正面から出てくるというのがいいなと思ひまして、緩衝帯の整備や誘因物管理のルールの徹底が功を奏しているということを書いているのもいいことだなと思ひます。</p> <p>それを通じて第4期の計画も、全体として、人間側が予防するために対策しなければいけないという、その大切さをこう訴える書きぶりになっているような、数が多くて被害が出て邪魔な存在だというような発想ではなくて、人間側が予防のために対策することの大切さがにじみ出た計画書になってきているかなと感じました。</p> <p>それに関連して3点目ですけれども、検討会の専門家の委員の方々からのご助言の中で、イノシシについては個体数調査の実用的な方法がない中で、捕獲計画に頼らない、集落ぐるみのそういう被害防除に力を入れなければいけないというふうに事務局が質疑応答したという記録があったと思うのですけれども、実はそれは</p>

イノシシに限らず、クマもサルも同じではないかなと。明治・大正・昭和に大量に殺処分して、その後は人間側がそんなに追加努力が要らない農村地域が続いてきたのが、やはりそうではないよと、人間側が緩衝帯の整備をしたり、被害防除のための柵をつくったり、ルールを守ったり、人間側が努力を続ける必要があるというのは、これは本当にクマもサルも同じだと思いますので、これから先、イノシシ以外の特定計画をつくっていくときにも、その視点をやはりもっと出してほしいというふうに思いました。それが3点目です。

最後に4点目ですけれども、これから先、事務局が計画をつくっていくときの意識の問題として、そこまで人間側が努力して、手間とかコストをかけてもやはり守っていくべき価値のある農業とか、農村地域だというそういう視点が必要で、何を言いたいかというと、特定鳥獣計画の場合というのは、ついついその特定の動物に目が行きがちで、その動物をどうするかというところばかりをいろいろな調査を通じて書くことに気が向いてしまうのですけれども、その先に大事なのは、やはりそういう野生動物はいるわけで、そういう地域で人が暮らし続けるために、そこであるいは経済的に農業や林業がちゃんと成り立つために、自然豊かな地域で人々が暮らすときに野生動物との軋轢がある。それでもそこで暮らすことに価値がある、だから特定計画をつくってバランスを考えていくんだという、そういうその動物種そのものをどうするかではなくて、長野県内の農村地域の農業や林業や自然豊かな地域で暮らす人々の生活を支えるための計画なのだろう、そういう強い理念とか思いを持って、この計画を改定して行ってほしいと思います。

そうしないと、ついつい5年ごとの改定ごとに、数値だけ入れ替えて何となく機械的な計画をつくっていつてしまうと思いますので、今回のイノシシの計画がすごく理念まで含めて考えられていると思うので、そこをぜひ他の動物種にも参考にしてほしいと思います。長くなりました。すみません、以上です。

梅崎会長

それでは、幹事のほうからよろしくお願いします。

小澤鳥獣対策室長

ありがとうございました。前文のところでございますが、豚熱についても、今はなかなかジビエとしては難しいですが、その辺についてもまた考えてみたいと思います。

あと、捕獲に頼らない全ての獣種にというのは全くおっしゃるとおりで、我々もそういった方針で、あくまでも基本的な野生鳥獣に対する考え方として、同じ方針で臨んでいるところでございますけれども、その辺、またどのように表現していくか考えてみたい

	<p>と思います。</p> <p>最後のところは非常に重要かつ重い宿題だと思いますけれども、我々もその辺は踏まえつつ、これからそのようにしたいと思っております。またよろしく願います。</p>
梅崎会長	<p>打越委員、よろしいでしょうか。</p>
打越委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>それでは、ほかにご発言等がございませんので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、ただいま委員の皆様から出されたご意見や、今後行われるパブリックコメント、専門委員会での検討を踏まえ、3月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。異議はございませんか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
梅崎会長	<p>異議がございませんので、本件につきましては、そのように決定したいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今回議題が多くありますので、ここで15時11分まで、10分間休憩を取りたいと思っておりますので、よろしく願います。</p>
	<p>【 休 憩 】</p>
梅崎会長	<p>では、時間になりましたので、審議を再開いたします。</p> <p>それでは、次に審議事項ウの「第五次長野県環境基本計画の策定について」でございます。本件は、新たに第五次の長野県環境基本計画を策定するに当たり、長野県環境基本条例第8条第3項及び長野県水環境保全条例第7条第3項の規定により、当審議会に意見を聞かれているものです。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p>
小林環境政策課長	<p>環境政策課の小林弘一でございます。どうぞよろしく願います。</p> <p>まず、この第五次環境基本計画の策定につきましては、7月14日の環境審議会におきまして計画の骨子案をご審議いただきました。その際に委員の皆様から頂戴した意見などを踏まえまして、施策を担当する各部署において検討を行い、実施計画を含めた答申</p>

素案をまとめましたので、本日その内容についてご審議をお願いしたいと存じます。

最初に、資料はございませんが、今後の予定についてご説明いたします。本日の審議会での審議を経まして、来月12月上旬からパブリックコメントを実施し、それらを踏まえまして、答申案を作成いたします。来年1月開催予定の環境審議会において答申案をご審議いただき答申をいただくこととして、それを3月開催の県の部局長会議において、次期計画を決定させていただき予定でございます。

それでは、資料3-1の第五次長野県環境基本計画答申（素案）をご覧いただきたいと思っております。

まず、目次でございます。

この第五次環境基本計画につきましては、全部で5章の構成でございます。第1章の「計画の基本的な考え方」から第5章の「計画の推進体制等」までとなっております。

それでは資料の1ページをご覧ください。

第1章「計画の基本的考え方」でございます。

「1 計画の位置付け」、「2 SDGsによる施策の推進」、「3 計画の期間」につきましては、骨子案から変更はございません。

「4 計画の対象分野」につきましては、(2)の「脱炭素社会の構築」から、(6)の「循環型社会の形成」までの五つの柱がございまして、この(2)から(6)に共通する分野として、(1)の「持続可能な社会の構築」があるということを整理しております。

続きまして、3ページから25ページにかけてですが、第2章「環境をめぐる状況と第四次長野県環境基本計画の総括」でございます。

この章につきましては、骨子案では「現状と課題」としておりましたが、7月の審議会では梅崎会長からは、PDCAのチェック・アクションの部分を加えてほしい、また、今井代理委員からは、達成目標や現状等が具体的に見えるように記載すべきではないかとのご意見をいただきましたので、それらを踏まえまして、第四次計画の総括として、第四次計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況について、課題を含めて記載しております。

例えばこの1の持続可能な社会についてですと、3ページから4ページの中段にかけて、(1)の「環境をめぐる状況」を記載し、その後に(2)のアとしまして、第四次計画に基づく主な取組を新たに記載しております。例えば、この主な取組につきましては、「環境保全意識の醸成と行動の促進」では、信州型自然保育（信州やまほいく）の普及でありますとか、信州環境カレッジ事業の推進による団体の活動支援、信州環境フェアなどによる啓発、また5

ページに参りまして、環境保全研究所の機能強化ということであれば、大学や国の研究機関との共同研究の推進、サイエンスカフェ等を通じた研究成果の発信ということを挙げております。

「イ 達成目標の進捗状況」につきましては、「環境のためになることを実行している人の割合」と、「都市農村交流人口」を目標として掲げておりましたが、いずれも目標達成は困難な見込みとなっております。

この「環境のためになることを実行している人の割合」に関しましては、若者、子育て世代の意識向上が課題であり、環境保全について誰もがいつでも学べる環境を整備し、県民の行動変容を促す必要があるとさせていただいております。

6ページの「ウ 参考指標の進捗状況」につきましては、「環境教育計画を有する中学校の割合」と「信州環境カレッジの受講者数」については目標達成しておりますが、「環境保全研究所における教育講座等の受講者数」は、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、達成困難な見込みという状況でございます。

そして、7ページから25ページにかけて、「脱炭素社会の構築」から「循環型社会の形成」まで、分野ごとに記載をしているところでございます。

26ページに移っていただきたいと思います。

26ページと27ページは第3章「長野県の将来像」でございます。次期総合5か年計画と整合するよう、2035年頃に目指す姿、すなわちビジョンを記載しております。7月の審議会でお示した骨子案から一部修正を加えております。

具体的な修正箇所につきましては、26ページの「1 持続可能な社会の構築」の一つ目の丸でございます。7月の審議会では、福江委員から、学校や地域における環境教育における重要性に関する意見でございますとか、手塚委員からは、日常の中で環境の大切さを当たり前を意識することの重要性に関する意見をいただきましたので、これらを踏まえまして、「持続可能な社会の実現に向け」の後ですけれども、「学校や地域等における環境教育を通じ、本県の豊かな自然の価値を改めて認識し」との文言を付け加えさせていただきます。

続きまして、28ページから63ページにかけてが、第4章「計画期間中の目標と実施施策」ということになりまして、ここからが新たにお示しする内容となります。

まず、28ページの基本目標でございます。

案としまして、「共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし」とさせていただいております。

第四次計画の基本目標を、参考としてその下に記載しておりますが、「共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮ら

し」としていたところで、若干の修正を加えさせていただいております。

また、この計画の上位計画となります長野県総合5か年計画の基本目標として、ここに記載はないのですが、過日の総合計画審議会の答申では、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」としておりました、この目標ともおおむね整合する内容と考えているところでございます。環境の分野からも確かな暮らしを実現していくという意味を込めております。

こちらにつきましては案でございます。また御意見をいただければと思います。

また、この後、文中に星をつけた項目が出てまいりますが、これは、環境を活かして経済や社会の課題解決にもつなげていくマルチベネフィットの取組ということで記載させていただいております。

続きまして、29 ページでございます。施策体系でございます。六つの分野ごとに大項目、中項目に分けて施策を提示しております。

次に、30 ページをお願いします。ここからが分野ごとの施策でございます。

まず、1の「持続可能な社会の構築」でございます。今回は、県民と共に策定する親しみやすい計画とするため、推進標語を広く県民から募集して、分野ごとに設定してまいりたいと思います。この標語につきましては、今後のパブリックコメントと併せて募集する予定でありますので、今のところは未定で、まだ記載はございません。

そして、この1の「持続可能な社会の構築」の項につきましては、(1)環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進、(2)パートナーシップによる環境保全活動の推進、(3)豊かな自然やライフスタイルの発信、(4)環境影響評価による環境保全の推進、(5)環境保全に関する調査研究等の強化の五つを項立ての柱としまして、それぞれ施策の方向性を30ページに記載しております。

その下の達成目標につきましては第四次計画と同様に、環境のためになること(環境に配慮した暮らし)を実行している人の割合と、都市農村交流人口としております。アウトプットの指標ではなく、なるべくそれぞれの分野の進捗が測れるアウトカム指標ということ意識して選んでだところでございます。

その下の実施施策につきましては、ポイントとなる部分を説明させていただきます。

(1)の「環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進」では、「ア 環境教育、ESDの推進」としまして、二つ目の丸、「信州型自然保育信州(やまほいく)認定制度」の運用による、幼児期

の子供の豊かな育ちの推進。

また 31 ページの、中段でございますが、「地域における教育環境教育、体験機会の場の創出・支援」では、県内の環境教育の情報一元化・発信等を行う信州環境カレッジにおいて、誰もがいつでも学べる環境整備のさらなる強化。

また、イとしまして「啓発活動の推進」をしてまいります。

(2)の「パートナーシップによる環境保全活動の推進」につきましては、「ア 地域における協働の支援」と、32 ページの「イ 各分野における協働の推進」としまして、各分野における協働の取組を記載しております。

(ア)の「脱炭素社会の構築」では、本年度始動しました多様な主体の共創の場である「ゼロカーボン社会共創プラットフォーム」により、気候危機に立ち向かう行動の輪を拡大するとさせていただいております。

33 ページの(3)「豊かな自然やライフスタイル等の発信」では、信州の魅力発信による移住・交流の拡大、また 34 ページの(4)

「環境影響評価による環境保全の推進」では、環境影響評価制度の適切な運用と、公共事業における環境配慮の推進、そして(5)「環境保全に関する調査研究等の機能強化」では、環境保全に関する調査研究、情報発信の強化と調査研究等に必要な体制整備を行います。

なお、33 ページにコラムで記載させていただいております。前回、大和田委員から、ザザムシなどの昆虫食についてコラムで紹介してほしいと意見をいただきましたので、今回こちらに記載させていただいております。

このほか各委員の皆様から、例えばペットボトルの水平リサイクルでありますとか、カーボンクレジット、あるいはワンヘルスなどについても記載のご意見をいただいております。そうした点についても、今回コラムとしてそれぞれ記載をさせていただいております。

次、35 ページをお願いいたします。

「2 脱炭素社会の構築」でございます。

達成目標につきましては、温室効果ガス総排出量、最終エネルギー消費量、再生可能エネルギー生産量、再生可能エネルギー自給率、民有林の森林整備面積の五つでございます。

実施施策につきましては、昨年度に策定しました長野県ゼロカーボン戦略に基づき策定をしております。

まず(1)「徹底的な省エネルギーの推進」について、「ア 運輸部門におけるエネルギー効率化」では、自動車使用に伴う環境負荷の低減としまして、未設置区間ゼロ、電池切れゼロの充電インフラ等の整備・促進、また 36 ページの環境負荷の低いまちづくりとし



まして、自動車利用の制限、公共交通の利便性向上、自転車の利用環境整備等におけるモデル地域創出。

「イ 家庭部門におけるエネルギー効率化」では、住宅の高断熱・高気密化としまして、信州健康ゼロエネ住宅の普及・促進、既存住宅の省エネ改修促進。

「ウ 産業・業務部門におけるエネルギーの効率化」では、事業者の省エネの取組の推進や、37 ページに参りまして、業務用ビルにおける ZEB の普及等を進めてまいります。

(2)「再生可能エネルギーの普及拡大」につきまして、「ア 地域主導型の再生可能エネルギーの促進」としまして、市町村や事業者等に対する情報提供、人材育成、専門家の派遣、また収益納付型補助金による支援。そしてエネルギー自立地域の創出の促進ほか、「イ 太陽光発電」及び「ウ 小水力発電」の普及促進等に取り組むとさせていただきます。

39 ページの(3)の「総合的な地球温暖化対策」につきましては、「ア 産業イノベーションの創出支援」として、県内製造業におけるゼロカーボン関連技術への支援、40 ページに行きまして、「エ 森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化の推進」、この点につきましては、7月の審議会で、山崎特別委員から頂戴した意見を踏まえまして、二酸化炭素の固定という観点で、県産材の利用拡大の推進を盛り込んでおります。

今回、山崎特別委員から事前に御意見を頂戴しておりまして、この点に関しまして、エの表題にも、木材利用の文言を追加しまして、「森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進」としてはいかがかと意見をいただいております。林務部とも話をしまして、ご意見を踏まえまして、修正する方向で検討させていただきたいと考えております。

このほか、「キ 気候変動への適応」としまして、信州気候変動適応センターにおける気候変動の影響把握、将来予測及び適応策の創出支援でございます。

次に42 ページをお願いいたします。

「3 生物多様性・自然環境の保全と利用」です。

達成目標については、生物多様性保全パートナーシップ協定数、自然公園利用者数、地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積、民有林の森林整備面積でございます。

実施施策につきましては、7月の審議会でご報告させていただきました生物多様性関係の有識者ヒアリングの結果も踏まえまして検討しております。

まず、(1)「生物多様性の保全」については、「ア 多様な動植物の保全対策」としまして、長野県版レッドリストの改訂、この点につきましては、7月の審議会で、福江委員から計画の中で位置づ

けを明確にしてほしいとの意見を頂戴していたものです。

そのほか、生物多様性保全パートナーシップ協定を締結し、多様な主体との連携による生物多様性の保全を推進します。

また、43 ページの「イ 外来種対策の推進」でございます。

44 ページに参りまして、(2)の「自然環境の保全」につきましては、「ア 自然が有する多面的な機能の向上と活用」としまして、「30by30 (サーティバイサーティ)」の目標に向け、対象地の掘り起こしや御嶽山の国定公園化。

このほか、45 ページの「イ 持続可能な農林業の推進」につきましては、生物多様性に配慮した持続可能な農林業の推進に関する内容にしております。

46 ページでございます、(3)「自然とのふれあいの推進」につきましては、「ア 自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理」、「イ 自然公園の整備と利用促進」としまして、行政・山小屋関係者らの協働による登山道等の整備。「ウ 自然体験活動の推進」としまして、森林セラピーや森林環境教育など、森林の利活用に関する活動の支援とさせていただいております。

48 ページでございます。

「4 水環境の保全」につきましては、達成目標としまして、河川環境基準達成率、湖沼環境基準達成率、汚水処理人口普及率、民有林の森林整備面積を掲げております。

実施施策の検討に当たりましては、有識者ヒアリングを実施しておりまして、結果は本日資料3-6としてお示ししております。時間の都合で詳しいご説明はいたしません、有識者からは、水資源の情報管理の必要性や、地域温暖化による水関係の影響の視点の重要性についてご意見をいただいております。

48 ページに戻っていただきまして、(1)の「水源の涵養と適正な利活用」につきましては、「ア 水収支の把握」において、先ほども有識者ヒアリングにおける水資源の情報管理の必要性のご意見を踏まえまして、県や市町村の調査等の情報の活用などにより、県内の水資源の状況を定期的に把握するための仕組みづくりを検討するとしております。

そのほか 49 ページ、「イ 地下水の涵養」、「ウ 水源地域の保全」、「エ 水資源の適正な利活用」でございます。

50 ページに参りまして、(2)「安心安全な水の保全」につきましては、「ア 水質管理」、「イ 発生源対策」により、水質浄化を進めてまいります。

51 ページ、(3)の「親しみやすく生物を育む水辺環境の創出」につきましては、「ア 親水性に優れた水辺づくり」、52 ページ、「イ 水辺における生態系の保全」、「ウ 水辺の環境保全活動等の推進」でございます。

52 ページのコラムで諏訪湖創生ビジョンを記載しておりますが、現在こちらのビジョンも改定作業中でございます、今後改定に合わせた内容に修正してまいります。

53 ページ、(4)の「水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進」につきましては、「ア 水環境保全に係る調査・研究の推進」において、水環境保全に係る調査・研究を効率的かつ効果的に実施するため、諏訪湖環境研究センター（仮称）を整備し、県内河川湖沼の水質保全や生態系保全に関する調査・研究をはじめ、マイクロプラスチックの影響や、有識者からご意見をいただきます地球温暖化による水環境の影響の把握にも取り組むほか、「イ 水環境保全に係る情報発信・学び等の推進」をしていくとしております。

54 ページでございます。

「5 大気環境等の保全」につきましては、達成目標は大気環境基準達成率と有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率でございます。

実施施策につきましては、(1)「清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保」としまして、「ア 大気環境の監視等」では、常時監視や発生源対策による本県の良好な大気環境の保全。関東地域各都県との連携による微小粒子状物質（PM2.5）などの発生源寄与の解明。イとしまして「アスベスト対策」。

55 ページ、「ウ 騒音・振動・悪臭の防止」、「エ 光害」では、マルチベネフィットに資する取組として、星空観察など、美しい星空を活かした地域の取組支援や県内各地の星空観察の魅力の発信、「オ 放射能対策」でございます。

56 ページ、(2)「化学物質による環境汚染の防止と対策」につきましてはダイオキシン類対策とその他の化学物質対策でございます。

57 ページをお願いします。

「6 循環型社会の形成」でございます。

達成目標としましては、一般廃棄物総排出量、産業廃棄物総排出量、一般廃棄物リサイクル率の三つを掲げています。

実施施策につきましては、昨年度策定しました第5期長野県廃棄物処理計画に基づき作成しております。

(1)「廃棄物の4Rの推進」につきましては、「ア 4Rの推進」としまして、信州プラスチックスマート運動などの啓発活動や、事業者向けの排出抑制等に関する研修会の実施による発生抑制や、59 ページの再使用、再生利用、また 60 ページでございますが、代替素材への転換を進めるとともに、「イ 地域循環圏等の形成」を進めていくとしております。

(2)「廃棄物の適正処理の推進」につきましては、「ア 廃棄物

の適正処理体制の整備」、61 ページに参りまして、「イ 廃棄物の不法投棄等の防止」でございます。

次に 62 ページでございます。

「地域の特性を踏まえた取組の推進」としまして、本日資料 3-2、3-3 をお示しします。

まず、資料 3-2 でございますが、こちらが「標高差に着目した施策の展開」でございます。山岳・高原ゾーン、中山間地ゾーン、市街地ゾーンに分けまして、中ほどに施策の展開の考え方を記載しているものでございます。

また、資料 3-3 につきましては、「地域別の特性と実施施策」でございます。10 の地域振興局ごとに、地域の特性と今後 5 年間に重点的に取り組む施策として取りまとめたものでございます。

64 ページにお戻りいただきたいと思えます。

第 5 章「計画の推進体制等」でございます。

また、65 ページから 69 ページにかけましては、参考資料ということでございます。65 から 66 ページは、先ほどご説明しました達成目標を一覧にしたものでございます。67 から 68 ページは参考指標ということで、施策の進捗状況等を把握するための指標として 19 項目を設定しております。69 ページは用語解説でございます。計画本文中の用語解説を記載してまいります。現在作成中でございます。パブリックコメントまでには作成したいと思えます。

資料 3-1 の説明については以上でございます。

本日お配りの残りの資料につきましては、3-4 が素案の概要ということでございまして、ただいまご説明した内容を 1 枚に取りまとめたものでございます。

また 3-5 でございます。こちらが 7 月の審議会におけるご意見と対応案をまとめたものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら発言をお願いいたします。まず、打越委員、どうぞ。

打越委員

ありがとうございます。全体として異論はないところであります。また、施策体系において、筆頭に環境教育による環境保全意識の醸成、行動の促進、環境教育の推進というのが掲載されている、それが続いているのがうれしいなあと思っております。

今回は第五次計画だと思いますけれども、第三次、だから今から 10 年前ですね、第三次のときには、参加と連携としてお互いに手を取り合えるところからスタートという書きぶりだったのが、そ

うすると県民一人一人が環境問題に向き合う、真正面から向き合うというパワーのちょっと弱い書きぶりだったのが、第四次のところから、思い切って一人一人がやはり真正面から見据えなきゃいけないんだという書きぶりになった。それが今回第五次もちゃんと残っているということがすごくいいことだなと感じています。

その上で、ちょっと細かいところが幾つかあります。2点あります。

まず一点目は、環境教育に関する現状の進捗状況や、それから目標についてのところですが、4ページの下の方、その環境教育がどんなことをやってきたかということが書いてある中で、一番最初に「やまほいく」があってその後小中学校で、その後、信州環境カレッジで環境フェアの順番になっていますけれど、「やまほいく」が筆頭でいいのかなと。もちろん小さな子供たちに自然を伝えるのはとても価値のあることですけれども、長野県の施策として、やはり小中学校での話か、あるいは環境部が頑張っている信州環境カレッジか、それが筆頭で、「やまほいく」は始めたばかりだから、順番としては後ろの方でいいのではないかと私は思っています。

やはり真正面から、まずは大人の教育をやって、もちろん子供たちは大事なんだという書きぶりでもいいかなと思っています。

それに関連して6ページですが、6ページの参考指標、ここは小中学校からスタートして信州環境カレッジが2番目に来ていますので、この辺りはまだ「やまほいく」の成果がここに書けないのであれば、やはり順番は4ページと6ページを揃えてもいいのではないかと。そして、まず環境部として何をやってますと。あるいは、むしろ教育委員会に協力してもらっていますということ意識して、各課順序をそろえて入れ替えてもいいのではないかとと思っています。

次に、関連して5ページ、2点目になるのですが、環境に配慮した暮らし、環境のためになることを実行している人の割合が減少傾向にあるというところですね。

この環境に配慮した暮らしの指標は前の審議会のときにも発言したと思うのですが、長野県の環境部の皆さんや「やまぼうし」の加々美先生にも手伝っていただきながら、たった25問の質問でも、本当にバランスよく環境政策について関心があるか、努力しているかというのをあぶり出せる指標を、私たちみんなで作ったと思うのです。

そのアンケートを、ぜひほかの委員の先生にもお配りくださいとお伝えしていて、たぶん事務局も忘れてしまっているところだと思うのですが。

	<p>それで、これが減少傾向というところが、何かと思って丁寧に見ますと、この表を見ますと2017年度で配慮した暮らしをやっていますかと言われて、「やっています」と言った人が65.5%。ところが2018年、2019年と74%と言っていて、目標値の75%に向けてどんどん雰囲気はよくなって、信州環境フェアとかでみんなで盛り上げようという雰囲気になっていたと思うのですが、コロナがいよいよ日本に上陸したのが2020年の1月、2月からで、ズドンと落ちている。これは減少傾向というのではなくて、むしろやはりコロナで社会が分断される中で、様々なことへの配慮ができなくなっているという状況だと思いますので、「減少傾向」という表現でまとめるには惜しいかなと。</p> <p>ありがたいことに、30ページの目標に、今度は80%という目標を掲げるというふうに先ほど書いてくださっていましたので、この環境に配慮した暮らしという一人一人の県民の意識に注目する政策評価を維持してくれることがうれしいなと思うとともに、決して減少ではない、やはりコロナを越えてまたみんなで考えていきましょうというふうにハツパをかけていっていただければと思っています。</p> <p>標語のことなど、いろいろお手数をおかけして恐縮ですが、引き続き頑張っていたいただければと思います。以上です。</p>
梅崎会長	何かご回答ありますか。
小林環境政策課長	<p>意見を頂戴しました4ページの順番につきましては、その方向で検討させていただければと思います。</p> <p>5ページについては、「減少傾向」という書き方がどうなのかというご意見いただきまして、確かにコロナの影響もあろうかと思いますが、分析自体が難しいところではありますが、書きぶりについては検討してみたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>それでは、発言希望の委員の皆様が多いですので、次に参ります。</p> <p>次、小林委員どうぞ。</p>
小林委員	<p>私もちょっと環境教育について御質問させていただきたいのですが、4ページと6ページ辺りに学校教育のこと書いてあるのですが、「環境教育を推進しました」ですとか、30ページだと「実施します」という具合で、ほかの各論と比べると具体性に欠けるのではないかというところがありまして、これは具体的にどういうことをやっておられるのかというところをお聞きしたいのが1点。</p> <p>次に、6ページの参考指標というところで、環境教育計画の話が</p>

梅崎会長	<p>書いてあって達成目標が書いてあるのですが、これは具体的に中身は何を定めていて、それをどうやって推進しているのかというのが分からないので、これをお聞きしたい。</p> <p>三つ目が、併せて、この環境教育計画に基づいて、学校教育で具体的にどういう形で計画が実現されているのかというところをまた教えていただきたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
小林環境政策課長	<p>今の若い世代の教育の関係でございまして、具体的にどういうことを実施しているのかということとございまして。この点につきましては、環境部としましても、教育委員会と連携を取りまして、例えば今年ですと、学校で断熱改修のプロジェクトを進めていたり、また、今年、高校生を海外の環境先進地に連れて行こうというプログラムを作りまして、そういったことを進めております。</p> <p>環境教育計画につきましては、法律に基づくものではなくて、学校ごとに作る環境に関する指導計画となります。計画を各学校で作っていただいております、それぞれの計画に基づいて環境に関する教育を進めていただいております。</p>
梅崎会長	<p>小林委員、よろしいでしょうか。</p>
小林委員	<p>お話を伺いまして、その辺の具体的なところを若干実施施策のところに書く必要はないかという点がお尋ねです。</p>
梅崎会長	<p>もう少し書き込めるような余地はありますか。</p>
小林環境政策課長	<p>内容については検討させていただければと思います。</p>
梅崎会長	<p>ということですので、よろしくお願いたします。 続きまして、加々美委員、お願いします。</p>
加々美委員	<p>よろしくをお願いします。ちょっと細かいところになってしましますが、今回の計画は、担当部局が具体的に明記されて、すごく分かりやすくなったかと思えます。</p> <p>42 ページの下段ですけれども、最近新たな用語が増えています。例えばここも OECM とありますが、「保護地域以外の生物多様性保全に資する地域」というのは分かりにくいと思うのです。例えば日本自然保護協会、NACS-J さんなどは、「人と自然の共生地域(OECM)」</p>

と記載されています。そういったほうが分かりやすいので、難しい文言は用語集に入れたほうが読みやすいのではないかと感じたのが1点。

続きまして、44 ページです。本当に細かいところになりますが、44 ページの7行目ですけれども、里山の利活用に関してですが、「多くの県民等が利用できる開かれた里山」というのが理解できないというか、「地域住民自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民」ではなく、例えば、「必要な県民が目的に応じて」とかとしないと、この「多くの県民」というと不特定多数を示しているので地域の人たちが、今まで大切にに取り組んできた里山に、関係ない多くの皆さんが利用できるようにするのかなというように、意味がちょっとずれてしまうように私は理解しましたので、ここがどういった意味で、「多くの県民が利用できる開かれた里山」としているのか分かりませんでした。

あと3点、同じページの25 段目ですが、「森林整備と治山施設整備を一体的に」というのは当然とは思いますが、ここに治水もぜひ入れていただきたいと思っています。結構ダムの問題で、ダムを守るためにはやはり森を守っていくということもありますので、治山と治水はセットではないかと感じました。

最後2点、ゾーニングの部分になります。

まずは、垂直ゾーニングですけれども、この山岳高原ゾーンに関して、これは確かにここに書いてあるとおりですけれども、この山岳高原ゾーンというのは長野県に本当に特徴的であり、さらに地球温暖化の影響をすごく受ける部分に当たります。ですので、デリケートな自然だからこそ環境配慮するとか、日々の生活を意識して守っていけなければいけないみたいな、そんなニュアンスが入ったほうが、これは何か利用する側だけの考え方のように思いますので、もし可能であれば、そういった視点が入ると長野県らしい、山岳高原ゾーンを多く持つ県ならではのかな、と感じます。

最後、水平ゾーニングですけれども、私たちの活動を知るとか、上田の部分ですけれども、「木材の積極的な利用と主伐・再造林による次世代森林の育成促進」とありますが、この「次世代森林」というところに、これからは多様な森林の育成というのが求められていると思います。「多様」といったような文言が加わったほうがいいかと感じました。長くなりましたが以上です。

梅崎会長

はい、よろしく申し上げます。

新津自然保護課長

自然保護課長の新津俊二です。よろしく申し上げます。  
OECM が分かりにくいということで、分かりやすく用語集に入れたいと思います。



小林環境政策課長	<p>44 ページの7行目のところです。「多くの県民」というところの記載ですけれども、必要な県民が目的に応じてというような記載のほうがいいのではないかというご意見でございます。ここはまた検討させていただければと思います。</p> <p>また、25 ページ、治水のことも入れていただきたいということでございましたので、その点についても検討させていただければと思います。</p> <p>もう一点が、資料3-2の垂直ゾーニングの関係です。特に山岳高原ゾーン、これは県の特徴ということなので、日々の生活を意識してのような文言を入れたらどうかという意見でございます。もっともな意見だと思いますので、また検討させていただければと思います。</p> <p>最後に、水平ゾーニングの話で、こちらのほうにつきましては、今上田の地域の話をしていただきました。次世代の前に「多様な」を入れたらどうかということで、上田の地域振興局とも調整を取らせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>今の件に関連しまして、垂直ゾーニングという特徴的な見解を示していただいたのですが、加々美委員、水平ゾーニングというのは分かりやすいのですが、垂直ゾーニングというのは地域ごとに異なったりするのでしょうか。要するに垂直ゾーニングというのが、地域全てに一律に当てはまるのかということですか。ですから、水平ゾーニングの後にそれぞれの地域ごとに垂直ゾーニングを設けたほうがいいのか、垂直ゾーニングというのは、大体こういうふうに全体を踏まえてもそんなに地域ごとに関係しないかということでしょうか、いかがですか。</p>
加々美委員	<p>今、理解できなくて。</p>
梅崎会長	<p>垂直ゾーニングというのが、全ての地域ごとに一律に分けられるものなのかということですか。分けられるのであればいいのですが、地域の特徴があるのでしたら、順番を入れ替えたほうが地域の特徴が出るのかなということですか。</p> <p>加々美委員、どうですか。</p>
加々美委員	<p>私の解釈は、垂直ゾーニングは全体というふうに思いました。</p>
梅崎会長	<p>大体一律的にということによろしいですか。</p>
加々美委員	<p>はい。</p>

梅崎会長	<p>幹事のほうはいかがですか。皆さんが支障がなければそういうことで結構だと思います。</p> <p>今の説明について、加々美委員、よろしいですか。</p>
加々美委員	ありがとうございます。
梅崎会長	それでは引き続き、手塚委員、お願いいたします。
手塚委員	<p>私は実施施策について2点意見を申し上げます。</p> <p>まず最初は、持続可能な社会の構築のところで先ほど来出ている環境教育の31ページ、地域における環境教育のところで、主体が信州環境カレッジにしているのですが、やはり信州環境カレッジを主体に置くことに特に問題があるとかそういうことを言っているわけではないのですが、なかなか信州環境カレッジ自体を知っている人は知っているし、県も推しているしというポジションだとは思いますが、それをもっと広げるといって、信州環境カレッジだけやればいいというような、何となくそんなニュアンスに私は取れてしまったので、もう少し信州環境カレッジを広げるという意味で、例えば、公民館活動等の社会教育や生涯教育活動のほうにも広げるだとか、結構小中学校のほうは、そうやって第四次のほうからきちんと手当をしているのですが、なかなか大人の社会教育という部分で、信州環境カレッジに任せておけばそれで済むみたいな、そうではない、もうちょっと広がりがあったらどうかな、と思いました。</p> <p>結構アクティブシニアの皆さんは本当にいろいろなことに興味を持って広げていると思うので、ぜひそんなところを活用したらどうかな、と思いました。</p> <p>もう一点は、脱炭素社会の構築の39ページのところです。総合的な地球温暖化対策のところにエシカル消費の推進が、すごく地味に載っていたのですが、確かにエシカル消費は、消費行動なのでこの温暖化に資するところに置くのはしょうがないのかなと思うのですが、もう少し膨らませて、消費者教育ばかりにエシカル消費を持っていくのではなくて、もっと生活に根差したところでエシカル消費の推進という部分で、この2行のところにきれいにまとめてくださってあるんですけども、もう少し厚みを持たせてもいいかと思いました。以上です。</p>
梅崎会長	どうぞ。
小林環境政	31ページ、ご意見をいただきました。確かに信州環境カレッジ

策課長	<p>メインの記載になっておりますが、今おっしゃったとおり、生涯学習などの点では公民館活動、長野県は公民館が多いということでございますので、そういったことを活用することもあるのかなとは思いますが。記載の内容については、また検討させていただければと思います。</p> <p>39 ページ、確かにエシカル消費のところは現在 2 行となっております。もう少し膨らませる方向で検討させていただければと思います。</p>
梅崎会長	<p>検討いただくということですので、次に行きたいと思います。宮原委員、どうぞ。</p>
宮原委員	<p>3 点お願いいたします。先ほど加々美委員からも出た意見ですが、用語に関しまして、いろいろなところでもう少し県民が分かりやすく読めるような解説が必要かと思うところがあります。</p> <p>例えば、素案の概要のところにもあったのですが、「ゼロカーボン」という言葉ですが、実は 10 月に上田の環境フェアである団体が、少ない数ですがアンケートを 38 人に実施したところ、「ゼロカーボン」を聞いたことがあるという人が 38 人の中で 22 人しかいなかった。少なくとも環境フェアにいらっしゃる方は環境に関心のある方の集まりなのに、22 人しか聞いたことがない。市の担当者の方も、6 月に大きくゼロカーボンと取り上げたけれども、やはり読んでもらっていないのかなと話していらっしゃいました。「ゼロカーボンを聞いたことがない」という人が 16 人もいて、本当に驚きました。</p> <p>そういう目で見ると、例えば ZEH、建物のところのゼロカーボン住宅とか、そういった言葉も初めてという方もいらっしゃるかと思うので、ぜひそういった用語に関しては、私たちもまたチェックしてみたいと思うのですが、分かりやすいものになるように多く取り上げていただけたらと思いました。</p> <p>二つ目ですが、37 ページのところでも太陽光発電が出てきます。29 段目のところですが、その書き方として一番下のところに「建物屋根における太陽光発電」と書いてありますが、ここはもう少し具体的に、「県において」ということが後に書いてありますので、この建物屋根というところには、「民家、そして工場やビルの屋根」といったように、もっと具体的に、短い文言でいいので、今のような「民家、工場、ビル」といったところをつけ足していただければと思いました。</p> <p>3 点目は 38 ページのところ、その他の発電というところで、ほかの地球温暖化対策地域推進計画とか、ほかの計画のところであらうとありますが、ここの中に水素発電というのを入れ</p>

てほしいなと思いました。エネルギーミックスとして、自分のところで賄えるエネルギーが少ない日本において、水素はとても大事だと思っています。実際長野市のプリズムビルでは、長野ユーグループさんが、日本で初めてビルで太陽光により水素エネルギーを作り水素発電を始めました。私も見学させていただきました。

水素発電、水素利用ということ国内でも福島県の浪江町では、水素のバスを走らせる、静岡県、福岡市などでも水素によるまちづくりといったような取組みを始めており、居住する東御市でもぜひ水素によるまちづくりをとすることを提言したことがあります。その他の発電というところに、水素エネルギーによる水素発電を入れていただけたらと思いました。

また、少し戻ってしまうのですが、35 ページのところで「EV やFCV による」と燃料電池車のことも書いてありますので、水素スタンドを増設するということも記載していただけたらと思いました。以上です。

梅崎会長

手短によろしくお願いします。

小林環境政策課長

私から1点目のほうですが、用語が分かりづらいということで、私も先ほど安易に「ZEH」や「ZEB」という言葉を申し上げたのですが、確かに少し聞き慣れない人だと何か分からないということはあるかと思しますので、分かりやすい用語解説ということで考えていきたいと思えます。

新納ゼロカーボン推進室長

残りは、私から回答させていただきます。

「建物屋根」という記述について、もう少し具体的にというご指摘をいただきました。ご指摘のとおりと思えます。「住宅や事業所の屋根」といったような形で、もう少しイメージできる言葉に合わせていきたいと思えます。

それから、水素についてご指摘をいただきました。水素は水素発電といいますが、蓄エネという観点で水素の利活用、これも重要かと考えております。38 ページに、「その他の発電」ではなくて、「県企業局事業における電気と水を活用した水素エネルギーの利活用の在り方の研究を推進します」と書かせていただいておりますが、この水素エネルギーの利活用、これもしっかりと進めていく必要があると認識しているところでございます。

その上で、充てんインフラについては委員のほうからも、先ほど書いてありますね、ということ言っていたいただきましたけれども、FCV も含め、これもまた用語が重要なところかと思えますが、県としては充てんインフラの整備の促進をしていくことをインフラビジョンの中で書かせていただいているところでございます。以上

梅崎会長	<p>でございます。</p> <p>それでは、少し時間も超過していますが、もう少しこの審議事項を続けさせてください。これを最後の意見にしたいと思いますが、福江委員、どうぞ。</p>
福江委員	<p>私のほうから一つ質問と三つコメント、意見を述べさせていただきたいと思います。</p> <p>まず質問ですが、43 ページの 12 行から 14 行目に当たりますが、その中に「『地域連携保全活動支援センター』として生物多様性に係る地域連携のための情報提供・助言を行います」とあります。この括弧書きで、地域連携保全活動支援センターとありますが、こういう組織があるのか、もしくは今後つくる可能性があるのかということをお尋ねしたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>どうぞ。</p>
新津自然保護課長	<p>地域連携保全活動支援センターは、生物多様性地域連携促進法に基づく用語であります。長野県の中では特にこういった名前のセンターがあるということではなく、環境部自然保護課が環境保全研究所や、「信州生物多様性ネット きずな」と協働して必要な情報提供・助言を行っているところです。</p>
福江委員	<p>ありがとうございます。実は私は「きずな」の立ち上げに関わっているメンバーですが、できればそういう具体的な名前を挙げていただいて、こういう支援センターがありますよということを明記していただくといいのかなと思います。括弧書きでこういうふうに書かれていると、何か組織としてきちんとあるのかなということがありますので、私個人の希望としては、実際きちんとこのような組織をつくっていただきたいとは思いますが、この用語だけ見てしまうと誤解も生じると思いますので、具体的にそういう名前を入れていただけるといいなと思います。</p> <p>次に三つ意見ですが、要所において各関連部署の明記をありがとうございました。どういう部署が関係しているかということが分かりやすいと思います。</p> <p>それに関連してですが、まず 44 ページの中に入れていただきたい部署として、健康福祉部というものではないかと思えます。と言いますのは、12 行目に「森林セラピー」とあります。これは予防医療の役割、意味合いも含まれると思えますし、コラムで「ワンヘルス (One Health) がありますけれども、これは人獣共通</p>

感染症のことも書かれていますので、健康福祉部も関連することだと思います。ですので、ここに健康福祉部も入れていただきたいと思います。

次の(3)の46ページ、自然とのふれあい推進というところですが、その真ん中より下段の27行目に「自然公園施設の機能強化」とあります。私自身も自然保護センターを利用したりということもこれまでも何度もありますが、この文章だけ読みますと、利活用しか示されていないなという気がするのです。

ここに「機能強化」と書いてありますが、この文章だけでは機能強化には思えなくて、と言いますのは、エコツーリズムや環境教育をやっていく上では、一つ重要なのは、自然資源の情報収集ですとか、自然資源の保全、それを発信していくという拠点が、この自然公園施設だと思います。

特にこの前、御嶽でもビジターセンターができておりますけれども、そういう情報収集、保全、そして発信というところをやはりきちんと位置づけるべきではないかと思います。

次に、最後ですが、これは全体に関わる話かもしれませんが、森林税のことが全体の基本計画の中に含まれていないのかなと思うのですが、評価指標の一つにもなっている民有林の森林整備、これには森林税が使われているのではないかと思います。

実際に私、佐久地域での森林づくり会議の委員を務めておりましたが、その中でもこの森林税の利用として環境教育の推進ですとか、間伐と関連して希少野生動植物の保全も可能ではないかという話も出ていました。

ですので、森林税も環境保全に利用できる、利用されているということに記載したほうがいいのではないかと思います。以上です。よろしくをお願いします。

梅崎会長

よろしくをお願いします。

新津自然保護課長

自然公園施設の機能強化は、ご指摘のとおりだと思いますので、自然資源の情報発信、保全と情報収集、もとよりその活動をしっかりやっておりますので、そうしたことも考えたいと思います。

森林税につきましては、エコツーリズム等の森林保全を行って活躍する人材の育成ということで環境部として使わせていただいていますので、実際何に使っているかという例を分かるように記述を考えたいと思います。

梅崎会長

それでは、時間の関係もありますので、ご意見等がある場合には1週間を目途に事務局のほうへ提出を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、本件につきましては、ただいま委員の皆様から出されたご意見や今後行われるパブリックコメントを踏まえ、1月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうかよろしいでしょうか。

< 異議なし >

梅崎会長

異議がございませんので、本件につきましてはそのように決定いたします。どうもありがとうございました。

次に、審議事項エの「湖沼類型指定見直しについて」でございます。本件は湖沼における環境基準の類型指定の見直しに当たり、水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、本年5月に諮問され、湖沼類型指定見直し専門委員会において検討いただいているものでございます。

本日は、湖沼類型指定見直し専門委員会の沖野委員長にご出席いただいております。

まずは、委員長からご説明いただき、その後幹事から説明いただくことにしたいと思います。

沖野委員長、よろしくお願いいたします。

沖野委員長

ただいま御紹介いただきました湖沼類型指定見直し専門委員会の委員長をさせていただきます沖野です。よろしくお願いいたします。

専門委員会における検討事項状況について、資料4-1により説明をさせていただきます。

まず、専門委員会ですが、6名の専門委員で構成されております。そして湖沼の環境基準の指定見直しについて審議をしてまいりました。

専門委員会は、これまで2回開催しております。第1回は7月29日に開催し、事務局から県内湖沼の概況、環境基準の達成状況、見直し対象湖沼の絞り込みの考え方などについて説明がありました。

これについて委員からは、まず、AAタイプの湖沼、一番きれいな湖の対象ですが、類型指定当時の状況までさかのぼって、妥当性があるかどうかを検討すべきであること。

第2として、全磷・全窒素の新規指定については、検討対象とすべき要件の整理が必要であること。

第3として、達成期間の見直し、類型の見直しについて、達成期間というのがありますが、それについての判断基準を明確にしてもらいたいということ。

それから、排水処理施設の整備状況、それぞれの湖沼で当時より

も整備状況が変わっていると思いますので、そういうようなものの状況と、それから将来の汚濁負荷の見込み等についてデータを集めてほしいということなどの意見が出されました。

これらの意見を参考に類型指定見直しの絞り込み案などの検討を進めてまいりました。

第2回目の専門委員会ですが、9月12日に開催しまして、対象湖沼の絞り込みと類型指定の見直しの素案などについて審議を行いました。

委員からは、仁科三湖、青木湖・中綱湖・木崎湖については、上流から下流へつながっているわけですが、このつながりの中での栄養物質の移動と各湖沼での栄養物質蓄積の状況を踏まえて判断すべきであること。

利用目的の「自然環境保全」については、CODよりも透明度や水草帯のモニタリングが有用であるということ。

ヒメマスは、AAタイプの代表的な魚種なので、漁獲実績などきちんと確認することが必要であること。

単に環境基準を達成できないからといって類型を見直すと受け止められることのないよう、また地域の水質保全への取組の動機付け等が下がらないよう、丁寧な説明が必要であるということ。

それから、現在の気候変動による湖の中の水循環等への影響について、今後も注視すべきであること。

今回の見直しで終わりにするのではなく、今後も継続的に検討することを記述できないかというような点の意見が出されました。

これまでの専門委員会での審議結果をまとめたものが表として出されております。

まずCODですが、中綱湖・木崎湖・野尻湖の3湖沼をAAタイプからAタイプへ見直すことが妥当との結論になりました。ただし、AAタイプの代表魚種であるヒメマスの状況等について、地元の漁業関係者に確認する必要がありますので、その結果を踏まえて、最終的には判断したいと思っています。

また、達成期間については、丸池・琵琶池・蓼科湖については、上位の達成期間へ見直しを、女神湖・大座法師湖・みどり湖・美鈴湖・青木湖については、下位の達成期間へ見直しをするなどを提案しています。

全燐・全窒素については、新たに類型指定する湖沼と類型を見直す湖沼はありません。中綱湖・木崎湖・野尻湖・諏訪湖については上位の達成期間へ見直す案としております。

以上が2回にわたる審議会の内容ですが、今後のスケジュールについては、来年3月の告示に向けて、見直し案のパブリックコメントを実施するとともに、ヒメマスの取扱いについて、地元関係者



梅崎会長	<p>への確認を行った上で、さらに1月中旬に第3回目の専門委員会を開催し審議し、その後の環境審議会委答申案を報告させていただくことを考えております。</p> <p>私からの説明は以上ですが、詳細については事務局のほうからこの後報告させていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き、幹事から詳細の説明をお願いいたします。</p>
仙波水大気環境課長	<p>水大気環境課長の仙波でございます。</p> <p>私からは、引き続き湖沼における環境基準の類型見直しの詳細についてご説明をいたします。</p> <p>資料4-2をお願いいたします。</p> <p>「1 概要」及び「2 見直しの背景」ですが、本年5月の本審議会への諮問の際にもご説明させていただきましたとおり、環境基準の水域類型の指定は、利水の変更、水質の変化等に伴い、適宜改定するものとされておりますが、本県では、当初の類型指定以降50年近く見直しが行われていない状況にあります。</p> <p>そのため、近年の湖沼を取り巻く環境の変化や、先ほどご議論いただきました第五次長野県環境基本計画の策定、また県内湖沼の環境基準達成率が全国と比較しても低い状況にあることなどを踏まえまして、現状の湖沼の類型指定が適切かどうか検討を行ってまいりました。</p> <p>「3 見直しの考え方」については記載のとおりでございますけれども、国が指定する湖沼を除いた県湖沼を対象に、3として類型や達成期間の見直しを今後も適宜実施していくということを明記したところでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>4の(1)に湖沼の有機汚濁の代表的な指標でございます。COD(化学的酸素要求量)等の類型指定の状況について示しております。表の下から4番目丸池の括弧内に記載した琵琶池も含めた計15湖沼のうち、最も厳しいAA類型が4湖沼、残りがA類型となっております。</p> <p>表の右から2列目の達成期間は、イ、ロ、ハに区分されておまして、下の注に記載のとおり、イは直ちに達成、ロは5年以内に達成、ハは5年を超える期間で達成を示しております。</p> <p>表の一番右の列には、類型指定の種類と指定の年月日を記載しておりますが、一番下の味噌川ダム貯水池を除きまして、昭和46年と昭和51年に指定しているという状況でございます。</p> <p>下の表には、類型別の環境基準の値を記載しておりますが、環境基準欄の2項目め、CODを見ますと、最も厳しいAA類型で1mg/L</p>

以下、A類型では3mg/L以下、一番緩いC類型では8mg/L以下となっております。

表の左から2列目には、それぞれの種類の利用目的の適応性を記載しており、それぞれの内容は下の表に記載しておりますが、例えば、その湖沼が水道水源として利用されている場合、簡易な浄水操作を行うのか、高度な浄水操作を行うのかによって、水道1級から3級に区分され、水道1級に該当すればAA類型、水道2級、3級ではA類型が対応するというのが基本の考え方になります。

3ページにまいりまして、(2)には、湖沼において植物プランクトンが増殖する要因となる磷と窒素の類型指定の状況を示しております。磷・窒素の累計は、ローマ数字のIからVに区分されておまして、県内では六つの湖沼が類型指定されておりますが、磷と窒素の両方の基準が適用されるのは諏訪湖だけでありまして、その他の湖沼では、磷のみ適用されているという状況でございます。

5ページお願いいたします。こちらは、味噌川ダムを除く14湖沼につきまして、直近10年間のCOD環境基準達成状況をお示しております。達成しているのは4～5湖沼、丸で示してある水色のところですが、達成率が低い状況が続いているというところがお分かりになるかと思っております。

6ページには、磷と窒素につきまして、同じように直近10年間の環境基準達成状況を示しております。

7ページから18ページまでは、14湖沼全てにつきまして、COD・全磷・全窒素の経年変化をグラフで示しております。環境基準が適用されているものについては、環境基準の線も入れておりますので、後ほどご確認いただければと思っております。

少し飛びまして19ページをお願いいたします。「5 見直し対象湖沼の絞り込み」ですが、国の告示・通知などに基きまして、まず見直しの検討対象とする湖沼を絞り込みいたしました。(1)のCODの類型指定ですが、利用状況の変更の有無とともに、AAタイプの湖沼につきましては類型指定以前から現在までの環境基準の達成状況も踏まえて判断をいたしました。達成期間については、全磷・全窒素も同様ですが、直近10年間の達成状況とイロハの区分に齟齬が生じていないか確認をして判断をいたしました。

(2)全磷につきましては、類型指定済みの5湖沼について、利用状況の変更の有無から判断し、それ以外の新規指定については、イのところ①から③の項目を示しておりますが、滞留時間、特定施設の有無、排水基準適用の有無、排水基準適用の有無、この3要件全てを満たすものに関して、新規指定の検討をする対象といたしました。

(3)の全窒素ですが、類型指定済みの諏訪湖につきましては、利用状況の変更の有無から判断し、新規指定につきましては、今申

し上げた全燐の新規指定の検討対象となり、かつ 20 ページにまいりましてイの 2 要件、全燐の濃度と窒素と燐の比率、こちらを満たしているものを検討対象とするということにいたしました。

以上申し上げた内容で検討対象とする湖沼を絞り込んだ結果は、(4) の枠内に記載のとおりでありまして、COD の類型指定の見直しは、青木湖・中綱湖・木崎湖・野尻湖のいずれも AA 類型の湖沼を検討対象といたしました。

全燐につきましては、類型指定済の湖沼の見直しに関しては野尻湖を対象に、新規の指定の検討対象といたしましては、丸池・琵琶池・みどり湖・白樺湖、それから全窒素については新規の類型指定の検討対象として、丸池・琵琶池・白樺湖を検討対象といたしました。

達成期間については、イの部分に記載しておりますが、多くの湖沼を検討対象といたしまして、絞り込みを行いました。

次の 21 ページから 23 ページにかけましては、その絞り込みの要件の該当の有無を表として整理したものでございます。

次に 24 ページをお願いいたします。

今申し上げた絞り込んだ湖沼について見直しの検討を行った結果を「6 類型指定の見直し結果(案)」に記載しております。

まず(1) COD の類型の見直しですけれども、水域の利用状況につきましては、国の中央環境審議会における見解等を踏まえまして、AA 類型の水産利用に係る代表的魚種でありますヒメマスの漁業権魚種としての重要性等については、地元関係者の意見聴取を行い判断し、自然環境保全につきましては、厳然たる自然地の探索の場に当たるかどうか判断した上で、将来の水質予測も踏まえて検討をいたしました。

達成期間については、全燐・全窒素も同様ですが、直近 10 年間の達成状況に加えまして、将来の水質予測からどの区分が適切か検討いたしました。

(2) 全燐の類型指定見直しにつきましては、COD と同様に、利用目的のうち自然環境保全の該当性、それから将来の水質予測から検討を行いました。

25 ページにまいりまして全燐と、(3) の全窒素の新規指定につきましては、水質のトレンド、あるいは新規指定する場合に想定される類型を達成しているかどうかなどを踏まえて検討いたしました。

(4) がその検討結果になります。まず、アの COD の類型指定の見直しでございます。青木湖につきましては、AA 類型未達成という状況が続いておりますけれども、ヒメマスの生息には支障が生じていないという状況です。

ただ、青木湖ではヒメマスの増殖センターを設けまして、ヒメマ

スの養殖・放流を行っているということ、先ほど沖野委員長からも話がございましたが、青木湖・中綱湖・木崎湖のいわゆる仁科三湖の最上流に位置しております、最も汚濁物質の蓄積が少ないということから、現状のAA類型のままにするという案にしております。

26 ページにまいりまして、中綱湖・木崎湖ですけれども、現状水質でヒメマスの生息には支障は生じていない。それから、将来予測におきまして、人為起源の汚濁物質を仮に全て除いた場合でも、AA 類型の水質基準を満たさない見込みである、こういったことから、ヒメマスの重要性等につきまして、その詳細を地元関係者から意見聴取した上で、AA 類型の見直し・変更を検討するというところにいたしました。

次の野尻湖につきましては、AA 類型に該当する水道水源としての利用を平成 17 年に廃止していること。それから、利用目的の自然環境保全につきましては、湖辺の開発が進んでおりまして、厳然たる自然地の探索の場には当たらないということ。それから、AA 類型未達成の水質が続く中で、ヒメマスの生息には支障が生じておらず、将来予測において、人為起源の汚濁負荷を全て除いたとしても、AA 類型の水質基準を満たしていないことから、ヒメマスの漁業権魚種としての重要性の詳細を地元関係者に意見聴取を行った上で、こちらも AA 類型の変更を検討する案といたしました。

達成期間につきましては、(イ)に記載してございますが、上位または下位の達成期間の見直しをそれぞれ検討する案としております。

次にイの全燐でございますが、野尻湖の類型指定の見直しにつきましては、利用目的で、先ほど COD で申し上げた自然環境保全には該当しないということから、I 類型から II 類型へ緩めるということも可能ですけれども、現状で I 類型の基準を満足しており、かつ将来の水質悪化のおそれも少ないと見込まれますので、これは見直しをせず、現状の I 類型のままとする案にしております。

27 ページにまいりまして、全燐の新規指定です。対象湖沼のそれぞれの水質のトレンド、それから、新規指定するとした場合に想定される類型について、将来においても達成する見込みであるということで、今の状態であえて新規の類型指定をする必要はないというふうに判断をいたしました。

(イ)の全燐の達成期間につきましては、検討を対象とした湖沼のうち、中綱湖・木崎湖・野尻湖は上位の区分へ見直しまして、青木湖は下位の区分へ見直しについては行わない、現状のままという形にいたしました。

ウの全窒素ですが、水質のトレンド、それから新規指定をする場合に想定される類型を将来においても達成する見込みであること

	<p>から、いずれの湖沼も新規指定の必要はないと判断しております。</p> <p>諏訪湖の全窒素の達成期間につきましては、最近の改善状況を踏まえまして、上位の区分へ見直す案といたしました。</p> <p>27 ページから 28 ページにつきましては、先ほど沖野委員長から説明いただいた検討結果をまとめた表を掲載しております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら御発言お願いいたします。</p> <p>特にご発言はないようですが、ヒメマスのことについて詳しく記述がありましたけれども、ワカサギについてはどのような扱いになるのでしょうか。</p>
仙波水大気環境課長	<p>ワカサギにつきましては、環境基準の表の窒素・燐のところの注の3番の水産の2種、ここにワカサギが例示魚種として該当しております。この水産2種というところの観点からいくと、今回特にそれを踏まえた見直しは必要がないという判断をしております。AA 類型の見直しということで、ヒメマスについて検討しているという状況です。</p>
梅崎会長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかにご意見等ありますか。よろしいですか。</p> <p>類型の見直しとは関係がないのですが、環境基準の達成状況等で、これは COD がなかなか達成できないというのは一般的にも言われていますけれども、5 ページを見ますと、時々達成したり、達成していたのに達成できなくなったというところが幾つかあるのですが、そういうところから何か対策とか何が原因とか、そういうことは分かるのでしょうか。</p>
仙波水大気環境課長	<p>湖の場合、やはりたまっている水ですので、かなり気象条件に左右される部分があります。降水量が多い、少ないとか、この湖の中でも溜池的な池もございまして、利水状況というところにも左右される部分があります。原因が分からない部分もございしますが、今回はそういったところも踏まえまして、将来的に汚濁負荷がどう変化していくのかという将来予測をいたしまして、今後の水質をできるだけ把握するように努めた上で、類型の見直しを検討しているという状況でございます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p>

よろしいですか。ご意見等ございませんか。

< 発言なし >

それでは、ほかにご意見等ございませんので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件につきましては、ただいまのご説明と幾つかの意見に対しまして、また今後行われるパブリックコメント、専門委員会での検討を踏まえ、1月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

< 異議なし >

異議がございませんので、それでは本件はこのように扱わせていただきます。ありがとうございました。

それでは次に、審議事項オの「第8期諏訪湖水質保全計画の策定について」でございます。9月の第3回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施、第8期諏訪湖水質保全計画策定専門委員会での議論等を経まして、答申案が示されているものでございます。

まずは、第8期諏訪湖水質保全計画専門委員会の宮原委員長からご説明をいただき、その後、幹事から説明をいただくことといたします。

それでは、委員長よろしく願いいたします。

宮原委員長

ただいまただいまご紹介いただきました第8期諏訪湖水質保全計画策定専門委員会の委員長を務めております宮原です。よろしく願いいたします。

9月の環境審議会での中間報告をさせていただいた後の検討状況について、資料5-1を用いて説明いたします。

資料5-1の2に当たりますが、これまでの検討状況をご覧ください。まず(1)の専門委員会ですが、第1回、第2回の専門委員会については、前回の環境審議会での中間報告をさせていただいたとおりでございます。

第3回の専門委員会は先月10月24日に開催し、中間報告の際に、こちらの審議会の委員の皆様からいただいた意見、10月20日の締切りのパブリックコメントでのご意見などを踏まえて策定した計画案の内容について審議しました。

この委員会の中で、委員からは水質目標の考え方は重要であり、より分かりやすい記載を検討すべき、第2章の方針と第3章の取組の関連性を分かりやすく示せるとよい、第4章、上川・宮川流域

における流出対策推進計画に全窒素濃度の減少など第7期計画の施策の効果を記載すべきなどの意見をいただき、これらの意見を参考に、計画案を見直しました。

ただいまお話したうちの「3 パブリックコメント」の状況ですが、募集期間は令和4年9月21日からの1か月間、提出件数13件、意見数102件と多くのご意見をいただきました。内容については、後ほどを事務局より御説明いたします。

それでは裏面、2ページをご覧ください。

こちら「4 計画（案）の概要」ですけれども、(1)にありますように、計画期間は令和4年から令和8年度の5年間でございます。

(2)にありますように、計画期間内に達成すべき目標は、シミュレーションモデルを活用して水質の将来予測を行い、表に記載のとおり水質目標を設定しました。COD(75%値)、COD年平均値及び全窒素(年平均値)の水質目標については、第7期計画より引き下げる内容となっております。

(3)主な取組でございますが、ア～オまでございます。

アの水草の除去については、新たに加えた点としまして、ヒシの除去を官民連携で進めるための新たな仕組みづくりを検討し、今後5年間でヒシの除去量の倍増を目指すことといたしました。こちらの除去量の倍増は、先ほどお示しした水質目標値にも反映されております。

水草刈取船によるヒシの刈取り量は、現行の年510トン以上を目標とし、試行的に刈取り量を増加し、また生物生息域や景観保全に配慮した刈取り方法や刈取り時期を検討してまいります。

イの覆砂については、湖岸域の一部で実施し、湖底からの窒素、リンの溶出や貧酸素化を抑制するとともに、シジミ等の貝類の生息場所の創出やヒシの繁茂を抑制いたします。

ウの低層溶存酸素量の環境基準の類型当てはめにつきましては、保全対象種の生息状況等を踏まえて類型当てはめを行い、シミュレーション結果や水草の繁茂状況を参考に、測定地点を設定いたします。

生物豊かな湖岸域の復元・創出につきましては、水産生物が生息しやすい構造物の設置など湖内での生息、あるいは産卵場所の整備の検討や、魚食性鳥類や外来魚による漁業被害対策を継続し、魚や貝類が住みやすい豊かな漁場の環境の再生を進めてまいります。

オの調査研究の推進につきましては、諏訪湖環境研究センター(仮称)を設置し、諏訪湖を一体的・総合的に調査研究する体制を整備してまいります。

最後に「5 今後のスケジュール」でございます。引き続き諏訪

湖創生ビジョンの改定と並行してこちらの計画の検討を進め、12月以降、市町村や関係団体への御意見照会や、河川管理者、環境大臣に協議し、来年3月に環境大臣の同意を得て、策定・公告される予定となっております。

私からの御説明は以上です。

引き続き、詳細については事務局から説明をいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

仙波水大気  
環境課長

私からは、引き続き素案に対するパブリックコメントの概要及び計画案についてご説明をいたします。

まず資料5-2「第8期諏訪湖水質保全計画（素案）に関するパブリックコメントの概要」をお願いいたします。

意見募集は令和4年9月21日から10月20日までの一月間実施いたしまして、13名の方から102件の御意見をお寄せいただきました。

意見の内容については、3に記載のとおりです。（1）水質に関することは26件で最も多く、諏訪湖の生態系復活に向けた水質面での早急な対策を求めるもの、ネオニコチノイド系農薬への懸念、マイクロプラスチックの問題、具体的な貧酸素対策の検討を求める意見などをいただきました。

（2）の調査研究に関しては15件の意見をいただき、気候変動が湖沼環境に与える影響や、瀬戸内海での貧栄養化事例との類似点、あるいは生物指標に係る調査研究を求めるものや、諏訪湖環境研究センター（仮称）の活用に係る意見などをいただいております。

（3）の漁獲量に関しては、12件の意見をいただきまして、諏訪湖における生物多様性の損失に対して、早急な対策を求めるもの、直近2年間の漁獲量減少は深刻であり、計画での記述に危機感が足りないのではないかというような意見をいただいております。

（4）ヒシの刈取りに関しては9件の意見をいただきまして、ヒシの繁茂は魚類の餌場や生息域になるなどのメリットもあるので記載すべき。あるいは観光に利活用される範囲を重点的に刈り取るべきなどの意見をいただきました。

その他2ページ目の記載にあるような御意見をいただいたところであり、素案の修正などの対応したほか、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えております。

次に資料5-3「諏訪湖に係る第8期湖沼水質保全計画（案）」をお願いいたします。

計画全般に関しましては、前回の中間報告の際の素案で説明さ



せていただいておりますので、本日は時間の関係もありますので、中間報告の際にいただいた御意見や、パブリックコメントでのご意見、関係機関からいただいた御意見などを踏まえまして、修正した箇所、赤字または青字で記載しておりますけれども、その素案からの変更箇所のうち、主なものを説明させていただきたいと思っております。

まず1ページの第1章「諏訪湖水質保全対策の状況」の26行目あたりでございます。中間報告の際に打越委員のほうから、目指すべき目標をできるだけ前のほうに書いたほうがいいのかという御意見いただきましたので、諏訪湖に係る長期ビジョン、この内容を追加するという変更をしております。

また、このページの一番下に諏訪湖の概略図、それから諏訪湖の諸元をまとめて掲載をしています。

少し飛びまして、5ページをお願いいたします。(3)の漁獲量の推移という部分ですが、パブコメでも、もう少ししっかり書き込むべきというようなことも御意見いただきましたので、最近の漁獲量の減少、令和になってから10トンを下回っているというようなこと、ワカサギ釣り、食文化の継承など、諏訪地域の文化・産業面での影響も含めて懸念されているということ、それから原因究明になかなか至らないというようなことで、記載を全面的に見直しさせていただいております。

次に、7ページをお願いいたします。

先ほど宮原委員長のほうからも説明がございました計画期間内に達成すべき目標ですが、CODの水質目標値につきましては、ヒシの刈取り量の倍増を目指すというようなことを前提とした水質予測を改めて行いまして、前回素案のときから75%値、それから参考の平均値、それぞれ0.1引き下げた形にしております。

それからページの下の方の囲みのところですが、水質目標値の設定の考え方で、COD75%値の考え方につきましても新たに記載を追加いたしまして、水質予測値からは厳しい目標にはなるのですが、今後は水質浄化の各種対策により一層水質浄化を進めるということを前提に、この数値を設定したことを記載しております。

11ページ、お願いいたします。

専門委員会の中で、施策の方向性と具体的な取組の内容の関係が分かりづらいという意見がございましたので、この表を新たに追加いたしまして、2章と3章をつなぐ位置に記載しております。

12ページをお願いいたします。

アの水草の除去のところですが、先ほど宮原委員長からもお話がございましたが、諏訪湖創生ビジョン見直しのワーキンググループなどでも、ヒシ刈取り量の一層の増加についてご意見いただ

いております。

そのためヒシの除去を官民連携で進めるための新たな仕組みづくりを検討し、今後5年間でヒシの除去量の倍増を目指すということを追加しております。この内容を踏まえて、先ほどの水質目標値も見直しをしたという形でございます。

13 ページをお願いいたします。

イの覆砂のところですが、覆砂にはヒシの繁茂を抑制するという効果も期待できますので、パブコメでのご意見も踏まえまして、そこを明記したというところでございます。

少し飛びますが、17 ページから 18 ページ、(2) 貧酸素対策の推進の中で、今回新たに取り組みます低層溶存酸素量の環境基準の類型当てはめ、①の部分です。こちらにも貧酸素対策の具体的な取り組みをとというようなパブコメのご意見も踏まえまして、一つは保全対象とした 10 種を具体的に種名を記載いたしました。それから地点の設定を行った後に監視測定を行って、生物の健全な生息環境の維持を図るという目的の部分も追加したところでございます。

19 ページの②豊かな漁業環境の再生の部分でございます。

ここでの記載はそれほど大きく変えておりませんが、前回中間報告におきまして、農政部局と環境部局の連携が非常に重要だという多くの御意見いただきましたので、本項目、今回第 8 期の計画で追加した部分ですけれども、この項目をはじめといたしまして、農政部局とは緊密に連携しながら施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから(4)の調査研究の推進の部分ですが、諏訪湖環境研究センターを中心とした②の調査研究の実施の部分ですが、パブコメでのご意見も踏まえまして、一番下のところに諏訪湖の水質、生態系への気候変動の影響と適応策に関することも調査研究の内容、テーマとして追加をいたしました。

20 ページにまいりまして、(6)ですが、普及啓発及び学習活動の推進の部分ですが、前回中間報告の際に宮原委員のほうから、環境学習の重要性、それから「環境学習」という言葉を明記してほしいというご意見いただきましたので、そこを追加してございます。

それから、一番下の(8)計画の進捗管理ですが、パブコメでのご意見も踏まえまして、PDCA サイクルにより計画の実効性を高めていくという旨を追加いたしました。

それから 21 ページですが、この上川・宮川流域の計画の部分ですが、窒素・磷の流入負荷が減っているというような効果が出ておりますので、その記載を追加したというような形でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

梅崎会長	<p>ありがとうございました。  ただいまの説明につきまして、ご意見等がありましたらよろしくお願いいいたします。  まず、打越委員、よろしくお願ひします。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。中間段階に比べて本当に小さなところですけども、一つ一つ書き加えられているというのは、分量として多くはないけれども、やはり一つ一つの文章を見直して、皆さんで本気でやろうと努力してきた証だと思ひます。なので、そういった細かい修正がたくさんちりばめられているというところに、まず事務局の、あとワーキングチームの頑張りに敬意を表したいと思ひます。</p> <p>その上で計画の素案の12ページ、浄化対策でヒシの刈取りのところで、ここにもまさに事務局の踏ん張りを感じるのですが、ヒシの除去を官民連携で進めるための新たな仕組みづくりを検討し、今後5年間で倍増するというこゝで、これは思い切った目標を出してきたなというふう感じたんですけども、官民連携するための新たな仕組みをつくるぞという決意表明だと思ひますが、具体的にこうすることで倍増するというのがあるのでしょうか。例えば刈取船を増やすとかですね、あるいはイベントを仕掛けていくとか、腹づもりしていることがあればお聞きしたいと思ひます。</p>
梅崎会長	<p>よろしくお願ひします。</p>
仙波水大気環境課長	<p>御質問ありがとうございます。ヒシの刈取り、除去量を倍増することを目指した取組ですが、今、民間の団体、あるいはNPOで小型のヒシの刈取船を自ら導入いたしまして、それはヒシの刈取船とはいうものの、通常のボートにアタッチメントを着けたり工夫して、そういう取組が少しずつ進んでおります。</p> <p>そうした取組を諏訪湖創生ビジョン推進会議で支援していくというような形で、水草刈取船が入れないような浅瀬での刈取り量を増やしていく、そういうところは景観的に大事な部分もありますので、そういうことを一つ考えております。</p> <p>それから、まだ具体的に議論しているわけではないですけども、例えばクラウドファンディングを活用していくとか、それから創生ビジョンに参加している団体の方の中でも、そういった仕組みづくりを提供してもらえればぜひ参加したいというご意見をたくさんいただいておりますので、刈り取ったヒシを堆肥化するという仕組みのところまで含めまして、そういったことを、今後、推進会議のほうでしっかり議論して、何とか5年間での倍増を達成し</p>

	ていきたいと考えております。以上でございます。
梅崎会長	よろしいでしょうか。
打越委員	はい、アクセルを踏んだというのがよく分かります。本当に頑張ってください。以上です。
梅崎会長	それでは、宮下委員、どうぞ。
宮下委員	<p>科学的な知見を基にした総合的な計画ということで、だいぶ覆砂の効果にも触れていただいたり、生態系の対応についても幅広く書き込んでいただいて、沖野先生、宮原先生、仙波課長、非常に頑張ってくれたなということで感謝したいと思います。</p> <p>あと覆砂とともに地元の皆さんが非常に気にしている点は、浚渫ということがあるのですが、非常に難しい問題だと思えます。今回の計画のさらに先として、浚渫に対する見解はどんなものか、それだけ聞いておきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>
梅崎会長	どうぞ。
仙波水大気環境課長	<p>実は、今日の午前中に住民と阿部知事のビジョン改定に向けた意見交換会ということで、諏訪合同庁舎で開催いたしました。宮下先生もご出席いただきましてありがとうございました。</p> <p>その中で、今まであまり出ていなかった話だと思っておりますが、ヒシが生えている部分の対策として、そこの泥を除去するという意味での浚渫ということが、かなり意見として出てきたということがございました。</p> <p>浚渫そのものは、今の創生ビジョンの中では治水、あるいは利水目的も含めて位置づけていますけれども、この計画に載せられるかどうかというところは少し検討ですけれども、水質対策、ヒシ対策としての浚渫というのも少し書き込める部分はあるのかなと思っております。スケジュールの関係もありますので、断言はできませんが、そういう絡みはあるのではないかと考えているところです。</p>
宮下委員	ありがとうございました。一応用語解説のところに浚渫ということで、水質にも関係があると触れていただいておりますので、今後の検討課題として、その辺は気にかかりますので、ぜひまたよろしく願いいたします。
梅崎会長	御意見等ございますか。よろしいですか。

	<p>一つ、言葉遣いというか用語ですけども、水質目標の数値は引き下げているのですが、環境基準を厳しくしているわけですね。その辺混乱するのですが、環境基準としては引き上げているということになるのでしょうか。</p>
仙波水大気 環境課長	<p>数値が小さいほうが厳しいということです。</p>
梅崎会長	<p>あくまでも水質基準のほうを厳しくしているということですね。</p>
仙波水大気 環境課長	<p>そういうことでございます。</p>
梅崎会長	<p>その辺よろしくお願いいたします。 よろしいでしょうか。それではこの案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。 今皆さんからご意見を幾つかいただきましたけれども、修正できる部分はまた修正していただくということにして、幹事のほうで反映している部分は修正してください。その上で、字句等につきましては会長一任ということで答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。異議はございませんか。</p> <p>&lt; 異議なし &gt;</p> <p>では異議がございませんので、本件につきましては、そのように決定いたします。どうもありがとうございました。</p>
仙波水大気 環境課長	<p>ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>以上で、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通して何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 よろしければ、本日の議事は終了し、議長の務めを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
司会	<p>梅崎会長、委員の皆様、本日は長時間にわたりありがとうございました。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。 なお、次回の審議会は1月31日火曜日を予定しております。</p>

	本日は大変お疲れさまでございました。 ありがとうございました。
--	------------------------------------